

第2章 災害応急対策計画

第1節 緊急活動体制計画

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市及び防災関係機関は迅速かつ的確に応急対策を実施する。

第2 風水害時等の体制

1 風水害時の配備基準

体制	配備・解除の別	基準
警戒体制	配備基準	- 大雨等に関する警報（注1）が発表されたとき。 - 市域の雨量が基準雨量を超過したとき。 - その他総務課長が必要と認めるとき。
	解除基準	- 大雨等に関する警報が解除されたとき。 - 災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき。 - 総務課長が必要ないと認めたとき。
災害警戒本部体制	配備基準	- 大雨等に関する警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。 - 市域の雨量が基準雨量を超過したとき。 - 市長が必要と認めるとき。
	解除基準	- 大雨等に関する警報が解除され、災害の危険が解消したとき。 - 災害対策本部体制に移行したとき。 - その他市長が必要ないと認めたとき。
災害対策本部体制	配備基準	- 大雨等に関する警報が発表され、大規模な災害が発生すると見込まれるとき。 - 大雨等に関する特別警報（注2）が発表されたとき。 - 大規模な災害が発生したとき。 - 災害警戒本部体制では、対応困難と市長が判断したとき。 - 災害救助法による救助を要する災害が発生したとき。
	解除基準	- 災害の危険が解消したとき。 - 災害応急対策が一応終了したとき。 - 災害発生の危険性が軽減し、災害警戒本部体制に移行したとき。 - その他市長が必要ないと認めたとき。

注1）大雨等に関する警報：大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報をいう。

注2) 大雨等に関する特別警報：大雨特別警報（浸水害、土砂災害）、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報をいう。

配備体制をとる場合の基準雨量

体制	前日までの連続雨量が80mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～80mmあった場合	前日までの降雨がない場合
警戒体制	連続雨量の継続が見込まれるとき。	前日からの連続雨量が継続して80mmをこえたとき。	当日の連続雨量が80mmをこえたとき。
災害警戒本部体制	時間雨量50mm程度の強雨が降り始めて継続が予想されるとき。	前日からの連続雨量の継続が80mmをこえ時間雨量50mm程度の強雨が降り始めて継続が予想されるとき。	当日の連続雨量が80mmをこえ時間雨量50mm程度の強雨が降り始めて継続が予想されるとき。

2 警戒体制の設置

市は、市内において大雨等に関する警報が発表された場合、警戒体制を確立し、情報等の収集に当たる。

(1) 配備職員

総務課、農林水産課、建設課及び上下水道課、その他関係各課の指定された職員

(2) 警戒体制の設置

ア 警戒体制に関する事務室は、総務課に設置する。

イ 警戒体制の指揮者は総務課長又は総務課長の指定する者とする。

3 災害警戒本部の設置

市は、災害対策本部を設置する以前の体制として災害警戒本部を設置し、気象等に関する情報の収集、必要な応急対策の実施及び災害対策本部の設置検討等を行う。

(1) 配備職員

副市長、災害対策本部体制における本部員及び班長並びに防災担当課の職員

(2) 災害警戒本部の設置

ア 災害警戒本部は、庁舎会議室に設置する。

イ 災害警戒本部の指揮者は副市長とし、事務局は、総務課が担当する。

(3) 担当所管と処理事項（災害警戒本部設置時）

ア 主要な防災担当課

総務課 政策広報課	(ア) 災害警戒本部の運営 (イ) 県、気象台、防災関係機関等からの情報収集 (ウ) 関係各課等の情報の取りまとめ (エ) 関係各課及び関係機関への情報伝達
福祉課 健康長寿課	(ア) 避難所の運営支援準備 (イ) 避難行動要支援者名簿の準備並びに同要支援者の掌握及びその避難準備 (ウ) 福祉避難所等との連絡調整
農林水産課	(ア) 主要農業排水路等巡視による情報収集と災害警戒本部への報告 (イ) 主要農業排水ポンプの運用に関する調整
建設課 上下水道課	(ア) 河川巡視による情報収集と災害警戒本部への報告 (イ) 現場情報の収集と災害警戒本部への報告 (ウ) 応急復旧用資機材の調達及び準備 (エ) 都市排水路の水位監視と農林水産課との連携
教育総務課	(ア) 避難所の開設及び準備

イ その他の各課

上記以外の各課等	必要な関係先への連絡と事前準備対応
----------	-------------------

(4) 災害警戒本部設置時の職員に対する周知

総務課は、災害警戒本部を設置した場合、庁内放送・電話、メール等の連絡手段により関係各課に連絡し、職員に周知する。

(5) 災害対策本部設置の検討

副市長及び本部員は、現場情報に基づき協議を行い、災害対策本部の設置が必要と判断される場合は、災害対策本部員会議の招集を市長に具申する。市長は、状況により必要があると認めるときは、災害対策本部員会議を招集し、災害対策本部の設置について協議する。

4 災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次の関係機関に伝達するとともに、庁内及び住民に対し、防災行政無線、メール（あわら市防災メール配信サービス）、インターネット、電話、あわら市公式LINEその他の確、迅速な方法で周知するものとする。また、本部が設置されたときは、本部の標識を市役所庁舎玄関に掲示するものとする。

- ア 県（防災主管課）
- イ あわら警察署
- ウ 防災会議構成機関
- エ 隣接市（坂井市、加賀市）
- オ 市関係機関
- カ 嶺北消防組合
- キ 報道機関

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営の細部に関する事項はあわら市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

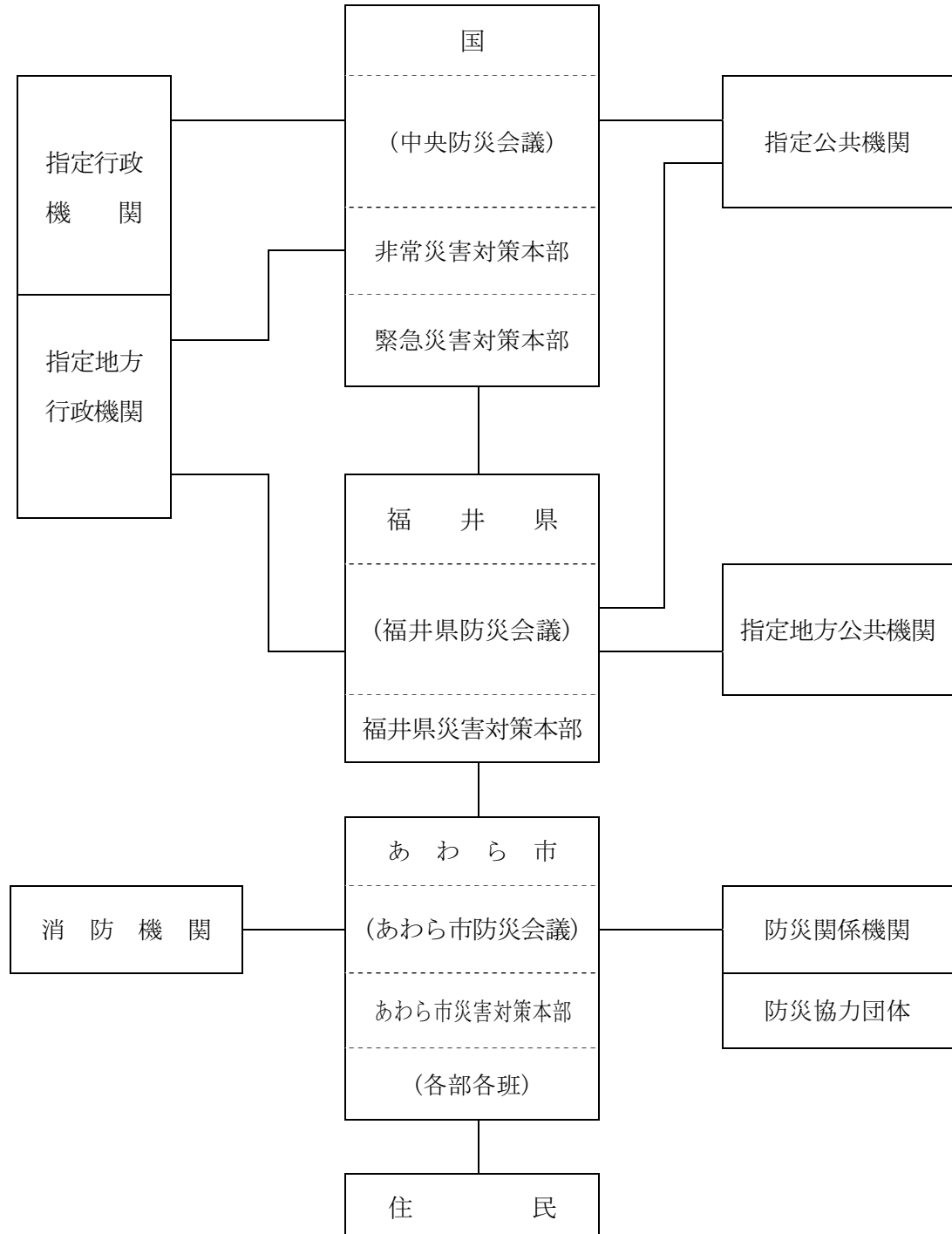
(3) 災害対策本部への県職員の派遣

県は、市が災害対策本部を設置した場合は、直ちに県職員を市災害対策本部に派遣し、市からの情報収集、県からの情報伝達、市からの応援要請の相互調整等を行わせる。

また、状況に応じ、県職員を災害現場等へ直接派遣し、被害状況等の情報収集を行わせる。

5 防災組織系統図

本市の防災組織系統図、災害応急対策系統図は次のとおりである。



6 災害対策本部の組織及び所掌事務

- (1) 災害対策本部の設置は原則として、市役所内とするが、その場所の被害が大きい場合、市長が別の場所を指定することができる。
- (2) 災害対策本部は、本部長、副本部長と及び本部員をもって組織し、構成は次のとおりとする。

あ わ ら 市 災 害 対 策 本 部				
本 部 長	市 長			
副 本 部 長	副 市 長			
本部員（参与）	教 育 長			
本 部 員	各部（局）長・理事 農 林 水 産 課 長 教 育 総 務 課 長			
事 務 局	局長	総務課長	局員	総務課の職員

- (3) 本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたとき、その職務を代理する。
- (5) 本部に部を置き、部長、副部長は次に掲げる者を充てる。

部 名	部 長	副 部 長
総務調整部	総 務 部 長	創 造 戦 略 部 長 会 計 管 理 者 議 会 事 務 局 長 監 査 委 員 事 務 局 長
福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	健 康 福 祉 部 理 事 市 民 生 活 部 長
経 済 部	経 済 産 業 部 長	農 林 水 産 課 長
建 設 部	土 木 部 長	土 木 部 理 事
教 育 部	教 育 部 長	教 育 総 務 課 長

- (6) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- (7) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたとき、その職務を代行する。

(8) 各部の編成

ア 部に班を置き、班長は関係する各課等の長をもって充てる。

イ 班長は、部長の命を受け、班の所管事項について応急対策に当たる。

ウ 班員は、班長の所属する部の職員をもって充てる。

(9) 災害対策本部が設置されたときは、事務局を開設し、事務局長はその事務を掌理する。

(10) 災害対策本部会議

ア 災害対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ 本部長は、必要に応じて本部会議を招集する。

ウ 本部長は、必要と認める班長及び嶺北消防組合等関係機関の職員を本部会議に出席させることができる。

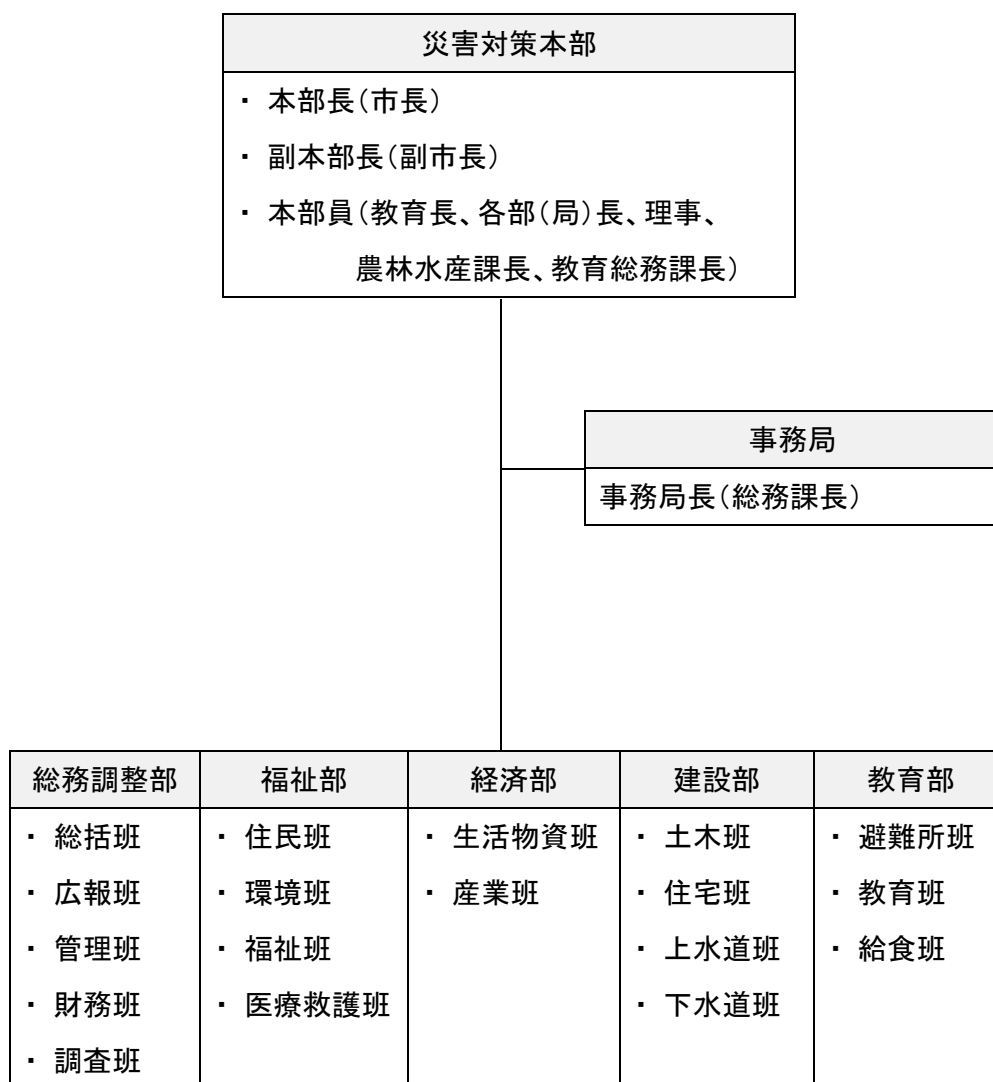
エ 本部員は、それぞれ所管事項に関し、本部会議に必要な資料を提出するものとする。

(11) 本部長不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように定めておくものとする。

第1順位 副市長

第2順位 総務部長

(12) 災害対策本部組織図



(13) 災害対策本部事務分掌

部名	班名	所掌業務
総務調整部	総括班 (事務局)	・ 災害対策に関する方針の作成 ・ 災害対策本部の設置及び閉鎖 ・ 災害対策本部の運営 ・ 各部班への災害対策業務に関する指示 ・ 部員の動員及び配置 ・ 県及び防災関係機関との調整 ・ 避難指示等の発令 ・ 県、他市町等への応援要請の決定及び受援活動に関する事務 ・ 災害時応援協定締結自治体・各種事業所等への応援要請の決定 ・ 自衛隊の応援要請に関する業務 ・ 県へのヘリコプターの要請 ・ 気象情報の収集・伝達 ・ 災害情報の収集・伝達 ・ 情報通信機器の運用及び管理 ・ 被災状況の集約及び防災関係機関への伝達 ・ 避難状況の集約等に関する業務 ・ 災害救助法の適用に関する事務 ・ 各区長との連絡調整 ・ その他、他の部班に属さない事項
	広報班	・ 避難指示等に関する情報の伝達・周知 ・ 市民への情報伝達・広報 ・ 報道機関との連絡調整 ・ 市の防災に関する映像情報の集約 ・ 情報通信機器の運用及び管理の支援 ・ 当該班の受援活動に関する事務
	管理班	・ 電気・ガス等ライフライン事業者との連絡調整 ・ 庁舎の被害状況の把握 ・ 庁舎の応急復旧及び保全 ・ 救援金品の受付及び配分に関する業務 ・ 災害活動に従事する職員の飲料水・食料の確保 ・ 職員参集状況の整理 ・ 災害関係費の出納に関する業務 ・ 市有車の運行統制 ・ 当該班の受援活動に関する事務
	財務班	・ 災害対策予算の調整 ・ 市議会との連絡調整 ・ 被災地の視察への対応 ・ 公用負担などによる損失補償、弁償等 ・ 応急措置業務に従事した者に対する損害補償 ・ 当該班の受援活動に関する事務
	調査班	・ 家屋被害調査の実施に関する業務 ・ 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関する業務 ・ 当該班の受援活動に関する事務

部名	班名	所掌業務
福祉部	住民班	- 被災者及び被災世帯の把握 - 被災住民の安否に関する情報の整理 - 住民窓口、電話対応 - 災害に関する住民相談窓口の設置 - 各避難所における連絡窓口の設置 - 被災者の人命救助に関する消防、警察等の調整 - 警察、消防との捜索活動における連携の確保 - 災害ケースマネジメントに関する事務 - 当該班の受援活動に関する事務
	環境班	- 火葬施設の被害状況の把握 - 災害による遺体の埋葬及び火葬計画の作成 - 身元不明者の埋葬及び火葬に関する業務 - 埋葬及び火葬に関する応援要請 - し尿処理計画の作成及びし尿処理の実施 - 仮設トイレの調達と設置 - 廃棄物処理施設の被害状況の把握 - 廃棄物処理計画の作成及び廃棄物の処理 - 被災地の防疫措置 - 公共交通の被害調査 - 当該班の受援活動に関する事務
	福祉班	- 避難行動要支援者への情報伝達 - 避難支援者への情報伝達 - 避難行動要支援者支援体制の構築 - 避難行動要支援者搬送車の手配、配車 - 避難所での要配慮者窓口の設置と運営 - 福祉避難所（室）の開設 - 福祉施設への入所措置 - ボランティアセンターの開設 - 福祉ボランティアとの連携 - ボランティアに関する応援要請 - 児童福祉施設利用者の避難誘導 - 児童福祉施設の被害状況把握及び利用者の安否確認 - 福祉施設入所者の安全確認 - 福祉施設入所者の避難誘導 - 福祉施設の被害調査 - 福祉施設の応急措置 - 施設被災時における別施設への入所者の搬送 - 当該班の受援活動に関する事務
	医療救護班	- 医療関係施設の被害調査 - 医療救護所及び医療救護拠点（保健センター）の設置 - 県医療救護班との連絡調整 - 医療機器、医薬品等の調達 - 傷病者の搬送に関する消防機関との連携 - 医療機関、医師会、保健所との連絡調整 - 救出した傷病者の医療救護所への搬送

部名	班名	所掌業務
		- 被災地の健康調査の実施 - 被災地における検病調査の実施 - 感染症患者の入院勧告 - 当該班の受援活動に関する事務
経済部	生活物資班	- 物資集積拠点の開設 - 食料の調達、配布及び保管 - 生活必需品の調達、配布及び保管 - 救援物資の受け入れ、仕分け及び保管 - 緊急物資等の移送・輸送 - 輸送等に必要な車両等の調達 - 当該班の受援活動に関する事務
	産業班	- 観光客等への情報提供 - 商工関係事業者の被害状況の把握 - 工場、事業所等の災害応急対策支援調整 - 住民と事業者間の災害応急対策連携に係る調整 - 観光客の被害状況の把握 - 観光客の避難誘導 - 農林水産業施設及び資機材の被害状況の把握及び応急対策支援 - 農林水産物の被害状況の把握及び応急対策支援 - 家畜家きんの被害状況の把握及び応急対策支援 - 家畜家きんの防疫及びへい獣処理等 - 農協、生産組合、大規模農業事業者等との連絡調整 - 物資の流通促進及び物価対策 - 産業復旧、雇用対策 - 当該班の受援活動に関する事務
建設部	土木班	- 道路、公園の被害調査、道路関係情報の収集 - 交通（特に緊急輸送道路）確保に関する警察との連絡調整 - 通行不能箇所に関する応急措置の実施 - 河川水位の観測、河川情報の収集 - 河川、水路、ため池の被害状況の把握及び応急対策 - 水防活動の実施と調整 - 水害及び土砂災害危険箇所の警戒 - 土砂災害発生箇所の被災状況調査及び応急措置 - 建設業者に対する応援要請及び建設機械の借上げ - ヘリポートの開設 - 道路、河川、公園等の復旧に関する業務 - 当該班の受援活動に関する事務
	住宅班	- 住宅等の被害状況の把握 - 建築物・宅地の危険度判定 - 応急仮設住宅の建設等に関する業務 - 公営住宅の復旧に関する業務 - 住宅の応急復旧支援 - 倒壊家屋の撤去等に関する業務 - 罹災証明のための住宅被害調査支援

部名	班名	所掌業務
		当該班の受援活動に関する事務
	上水道班	- 水道施設の被害調査及び飲料水の確保 - 被災地での応急給水活動の実施 - 水道施設の復旧対策の計画と実施 - 復旧対策の情報提供 - 水道施設計画断水による水量復旧活動の実施 - 濁度、洗管対策の実施 - 当該班の受援活動に関する事務
	下水道班	- 下水道施設の被害調査 - 下水道施設の復旧対策の計画と実施 - 復旧対策の情報提供 - 当該班の受援活動に関する事務
教育部	避難所班	- 避難所開設及び運営への協力 - 避難者の確認 - 避難者名簿の作成 - 避難者相談窓口の設置及び避難者の要望把握 - 避難所運営組織による避難所運営への協力 - 避難所における広報 - 避難者への食料等の供給支援 - 当該班の受援活動に関する事務
	教育班	- 生徒の安全確保措置 - 生徒の安否確認 - 生徒の避難誘導 - 県教委との連絡調整 - 学校施設の被害調査 - 被災学校施設等の応急措置及び復旧対策 - 応急教育、応急保育の企画及び実施 - 社会教育施設の被害調査 - 文化財の被害調査 - 当該班の受援活動に関する事務
	給食班	- 被災者に対する炊き出し及び給食支援 - 当該班の受援活動に関する事務

第3 動員計画

災害応急対策活動にかかる動員は、あわら市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

1 職員の動員

本部長は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、職員を非常招集する。

(1) 招集体制の整備

本部員は、勤務時間以外又は休日において迅速に職員の招集が行われるよう、あらかじめ職員の招集順位、連絡方法等の招集体制を整備しておくものとする。

(2) 招集の方法

職員の招集は、防災行政無線、電話又は急使を派遣する等の方法によるものとする。

(3) 招集指令

職員は、招集指令を受けたとき、又は指令がないときでもラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを承知した時は、所定の活動を開始するものとする。

第4 配備計画

1 市職員の非常配備体制

(1) 本部設置前の非常配備体制の内容

種 別	配 備 内 容
警戒体制	防災関係課等の職員による災害情報収集及び応急対策を実施する体制

(2) 本部設置直前からの非常配備体制の内容

種 別	配 備 内 容
災害警戒本部体制	事態に対処するために必要な準備を行い、状況の把握及び連絡活動を活発にし、災害の拡大を防止するため必要な措置を行う体制
災害対策本部体制	本部体制の全部が活動し、全機能を発揮する体制

(3) 配備編成

部	班	本部設置前	災害警戒 本部設置	災害対策本部設置
		警戒体制		
総務調整部	総務班	○	○	○
	広報班	△	○	○
	管理班			○
	財務班			○
	調査班			○
福祉部	住民班			○
	環境班			○
	福祉班		○	○
	医療救護班		○	○
経済部	産業班	○	○	○
	生活物資班			○
建設部	土木班	○	○	○
	住宅班			○
	上水道班	○	○	○
	下水道班	○	△	○
教育部	避難所班	△	○	○
	教育班			○
	給食班			○

(注) △：必要に応じて編成に組み入れる。

各班長は必要と認める範囲内において、事務局長と協議の上、動員数を適宜増減することができる。

なお、各班長は、あらかじめ班員の中から配備要員を指名しておくものとする。

第5 防災関係機関等の協力体制等

1 消防団の協力

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、市は消防団に要請することがある。

2 防犯隊の動員

市は、災害の状況により災害対策要員が不足するとき、又は大規模な災害が発生したとき（発生のおそれを含む。）は、防犯隊の出動を求めるものとする。

(1) 防犯隊の出動

市は、防犯隊の出動を求めるときは、防犯隊長に出動地区、出動隊及び任務等の指示を行う。この場合、防犯隊各支隊は、それぞれ該当する地区内の活動に出動するほか、必要に応じて隣接地区へ支援出動する。

(2) 防犯隊の任務

- ア 地区内の秩序の維持に協力すること。
- イ 避難命令の伝達及び避難誘導並びに避難弱者への援助に関すること。
- ウ 災害情報の収集、伝達に関すること。
- エ 救出、救護及び負傷者の応急手当に関すること。
- オ その他災害の応急対策の協力に関すること。

3 防災関係機関及び協力団体等の動員協力

防災関係機関は、所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施するとともに市が実施する応急対策について、必要な人員の応援を求めたときには、可能な限りこれに応じるものとする。

また、協力団体は自らの災害応急措置の実施の遂行に支障のない限り、市が実施する応急対策業務に協力するものとする。

4 合同調整所の設置

市は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第2節 防災関係機関応援計画

【主な実施機関】 総括班

第1 計画の方針

大規模災害発生時には、市のみでは十分対応できない事態が想定されるので、他の自治体及び関係機関に対し応援要請を実施する。

第2 応援要請の実施

災害が発生し、市のみで応急対策活動の実施が困難であると判断した場合は、市長は法律及び協定に基づき、他の自治体及び関係機関に応援を要請する。

1 県への応援要請

市の体制では災害応急対策を十分に実施できないと判断した場合、市は県に対して下記に示す事項を明示したうえで、関係指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてのあっせん、応援又は応援のあっせんあるいは災害応急対策の実施を文書によって要請する。なお、事態が急迫し文書によることができない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

○県に応援要請又は応援のあっせんを要請する際の必要連絡事項

要請内容	要請に際しての必要連絡事項
1 被災者の他地区への移送要請	① 被災者の他地区への移送要請 ② 移送を必要とする被災者の数 ③ 希望する移送先 ④ 被災者を収容する期間
2 災害対策基本法第68条に基づく応援要請又は応急措置の実施要請	① 災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ③ 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策の内容） ⑤ その他必要な事項

要請内容	要請に際しての必要連絡事項
3 自衛隊災害派遣要請のあつせん	① 災害の状況及び派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となるべき事項
4 他市町、指定地方行政機関又は他府県の応援要請のあつせん	① 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由 ② 応援を希望する機関名 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容 ⑥ その他必要な事項
5 災害対策基本法第30条に基づく指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣あつせん	① 派遣のあつせんを求める理由 ② 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項

2 県内市町に対する応援要請

市は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、県及び県内市町に対し応援を求める。応援を求められた県内の市町長は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置について応援を行う。

3 県による他市町に対する指示等

県は、市が被災した場合、市の実施する災害応急対策が迅速かつ円滑に行われるようにするために特に必要があると認めるときは、他の市町に対し応急措置の実施について必要な指示をし、又は市を応援すべきことを指示する。

県は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるときは、他の市町に対し災害応急対策の実施を求め、又は市を応援することを求める。

4 県による応急措置の代行

県は、市が被災した場合、市が応急措置の全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限

し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

5 指定地方行政機関に対する応援要請

市は、市域内における応急対策又は災害復旧のために必要であると認めたときは、指定地方行政機関に対し、必要な事項を明示して当該機関の職員の派遣を要請する。

6 民間団体等に対する要請

市は、市域内における応急対策又は災害復旧のために必要であると認めたときは、民間団体等に協力を要請する。

7 消防の応援要請

消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生した場合、災害の規模に応じて消防相互応援を要請する。

8 自衛隊の災害派遣

市は、災害発生時において住民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めたときは、県に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、県との連絡がとれないなどやむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の要請を行い、事後、県に対して速やかに所定の手続きを取る。

応援要請手続き等の詳細については、第26節のとおりである。

第3 広域応援要請の実施

1 応援受入れ機関

応援隊の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確にする。

- (1) 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れる。
- (2) 自衛隊の受入れは、基本的には市が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。
- (3) 自治体の受入れは、県又は市が行う。

2 防災活動拠点の設置

市は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を確保する。

第3節 通信計画

【主な実施機関】 各班共通

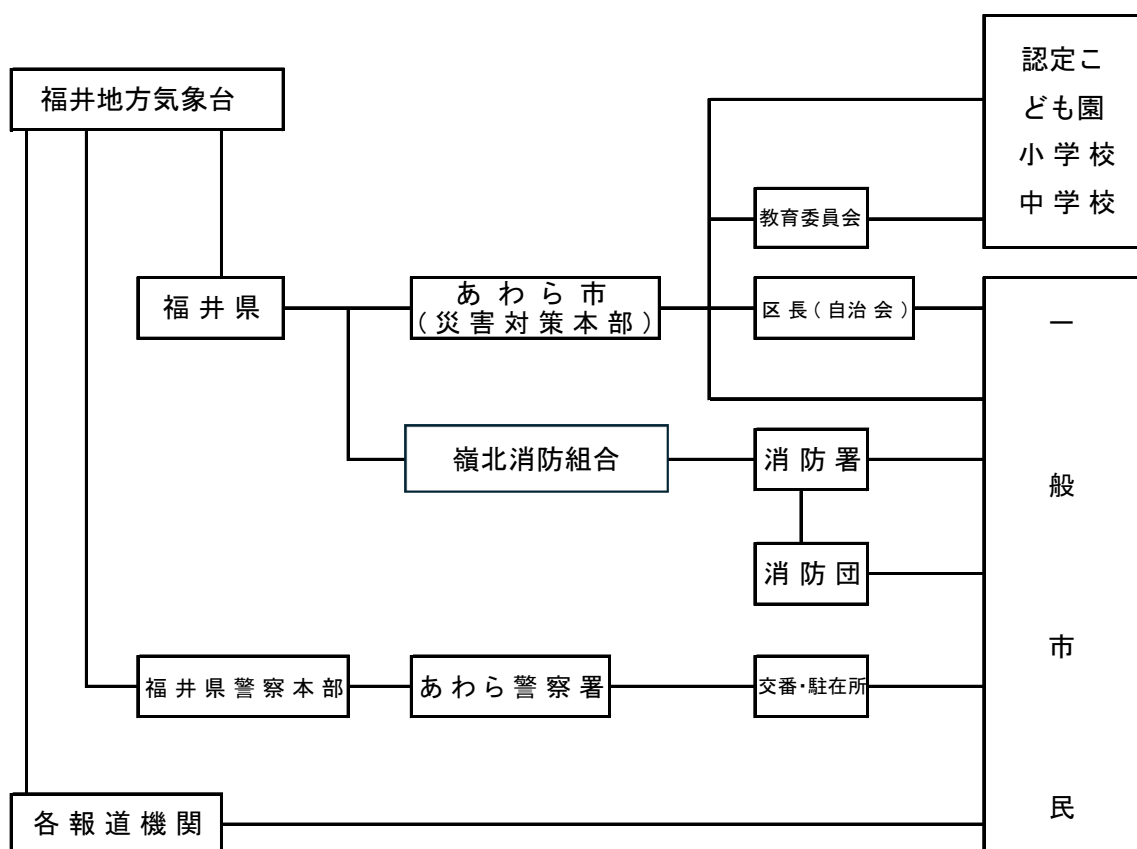
第1 計画の方針

災害に関する予報、警報の伝達、情報の収集報告、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の伝達を迅速かつ的確に行うための措置は次のとおりとする。

第2 警報等の受理及び伝達

1 伝達の系統

警報等の種類及び発表基準並びに伝達経路は前節のとおりであるが、特に暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、高潮、波浪、洪水の各警報及び津波予報並びに避難指示等の伝達は、次の系統により住民への周知を図るものとする。



2 伝達の方法

災害に関する予報、警報、指示及び情報の受理並びに伝達は、第1章第10節「通信

施設災害予防計画」の災害通信施設によるが、災害の種別状況によっては報道機関の協力を得て行うほか、次の方法を選択して最も的確な方法により行うものとする。

ただし、(2)及び(3)については、消防機関等と協議して消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第34条の消防信号、水防法（昭和24年法律第193号）第20条の水防信号及び気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第13条の津波標識によるものとする。

- (1) 防災行政無線及び広報車又はパトロールカー等車両による放送と情報収集
- (2) 消防署、消防団のサイレン吹鳴及び広報による伝達
- (3) 自転車又は徒歩によるハンドマイクの放送伝達と情報収集
- (4) 飛行機、ヘリコプターによる伝達
- (5) 業務無線及びアマチュア無線による情報の伝達と収集
- (6) 有線電話・有線放送、ケーブルテレビ等による情報の伝達と収集
- (7) テレビ、ラジオ等による情報の伝達と収集
- (8) ホームページやアプリケーション等の多様な手段による情報の伝達と収集

※消防法施行規則第34条の消防信号：資料編参照

※水防法第20条の水防信号：資料編参照

※気象業務法施行規則第13条の津波標識：資料編参照

第3 災害通信計画

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、災害通信施設の被害状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

1 通常の状態における通信連絡

災害に関する通信連絡は、防災行政無線、加入電話又は関係機関専用の通信設備により速やかに行うものとする。

2 電気通信設備の優先利用

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定に基づき、電報サービス契約約款には災害時における通信の優先的取扱が定められており、緊急の度合いによりこれを利用するものとする。

(1) 非常扱い電報

天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救護、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報で非常扱い電報として取り扱われ、他の電報より先立って伝送及び配達される。

(2) 緊急扱い電報

非常扱い電報と同様な事項のほか、船舶又は航空機の遭難に際し、その救援若しくは気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項で、緊急に通報することを要する事項を内容とする電報で、緊急扱い電報として取り扱われ、他の電報より先立って伝送及び配達される。

3 非常通信の利用

電波法（昭和25年法律第131号）第52条及び第74条の規定に基づき、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないとき又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信は、非常通信として警察無線局及び消防無線局・その他の業務無線局・アマチュア無線局の無線設備を活用するものとする。

4 放送の要請

放送法（昭和25年法律第132号）第2条第20号に規定する放送局に対して、災害対策基本法第57条に基づいて、放送の要請をする場合は、原則として県を経由して行うことができる。

5 急使による通報

あらゆる通信施設が利用できないとき、又は急使によることが適当なときは、伝令員等急使を派遣して行うものとする。

第4節 防災気象計画

【主な実施機関】 総括班 広報班

第1 計画の方針

予報及び警報（以下「警報等」という。）の種類及び発表基準並びにこれを迅速かつ正確に伝達するための組織及び方法を定める。

第2 福井地方気象台の行う特別警報・警報・注意報等の発表

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

2 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準等

種類		発表基準等
特別警報	暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著

種類		発表基準等
		しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が陸上で20m／s以上、海上で25m／s以上と予想される場合
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。 ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・有義波高が5.5m以上と予想される場合
	高潮警報	台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の

種類		発表基準等
		損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が基準以上と予想される場合。（基準(2)参照） ・指定河川洪水予報による基準
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合 ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。

種類	発表基準等
	・有義波高が3 m以上と予想される場合
	高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具合的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合
	洪水注意報 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合 ・指定河川洪水予報による基準
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	なだれ注意報 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。

- (注) 1 特別警報発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。(別表1)
- 2 警報・注意報の発表基準に記載した数値は、県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。なお、大地震が発生した場合に設定する大雨警報（土砂

災害）・注意報の暫定基準は、震度5強を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の8割とし、震度6弱以上を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の7割とする。

- 3 特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・特別警報・警報・注意報が発表されるときには、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

(別表1) 気象特別警報の指標

要因	指標
雨（土砂災害）	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続くと予想される。
雨（浸水害）	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①または②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に特別警報（浸水害）を発表する。 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

(2) 本市における警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在

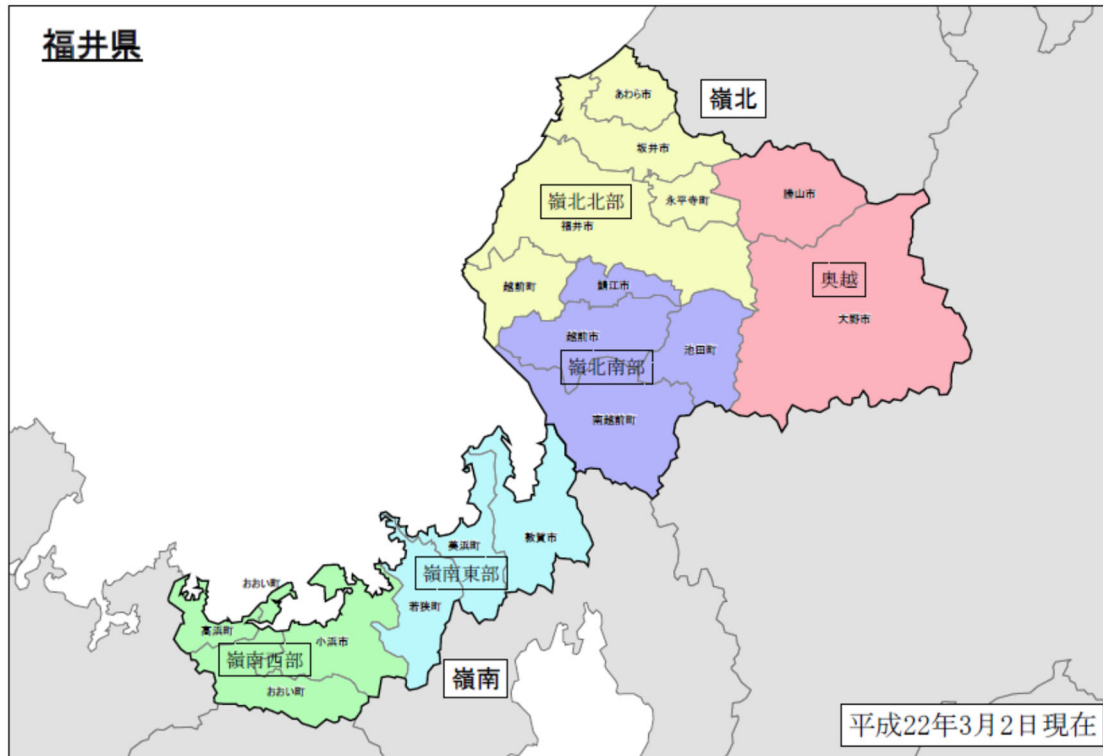
発表官署 福井地方気象台

あわら市	府県予報区	福井県		
	一次細分区域	嶺北		
	市町村等をまとめた地域	嶺北北部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	16	
		土壌雨量指数基準	126	
	洪水	流域雨量指数基準	観音川流域=9.9、宮谷川流域=7.3、熊坂川流域=6.4	
		複合基準 ^{*1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	九頭竜川〔中角〕、九頭竜川水系竹田川〔六日〕	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ30cm
山地			12時間降雪の深さ35cm	
波浪	有義波高	5.5m		
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	88	
	洪水	流域雨量指数基準	観音川流域=7.9、宮谷川流域=5.8、熊坂川流域=5.1	
		複合基準 ^{*1}	観音川流域=(5, 7.9)、宮谷川流域=(5, 5.8)、竹田川流域=(7, 19.3)	
		指定河川洪水予報による基準	九頭竜川水系竹田川〔六日〕	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.7m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	①積雪地域の日平均気温が12℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上かつ日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度65% ^{*2}			
なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あった場合 ②積雪が100cm以上あって最高気温10℃以上の場合			
低温	①7月～8月：日平均気温が平年より3℃以上、低い日が3日以上継続 ②12月～3月：最低気温が平野部－5℃以下、山沿い－10℃以下			
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	着しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	80mm	

^{*1} (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 湿度は福井地方気象台の値。

福井県の予警報区域区分図



3 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

種類	概要
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

4 気象情報

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表する。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(4) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間雨量80mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(6) 指定河川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

(7) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町に伝達される。

(8) 災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

第3 気象情報等の収集伝達

1 気象に関する情報

福井地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等を発表、切替又は解除したとき、専用通信設備又は加入電話等を用いて、当該特別警報・警報・注意報等により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに伝達する。

福井地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は、県（危機管理課）から県防

災行政無線等を通じて市へ伝達される。情報を受けた市は直ちに住民及び防災関係機関へ伝達する。特別警報については、県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

2 その他の災害情報

市は、福井地方気象台が発表する気象予警報等の防災気象情報を基礎にして状況判断を行い、重要な気象情報を住民の自主避難の参考となるよう速やかに住民等へ伝達する。

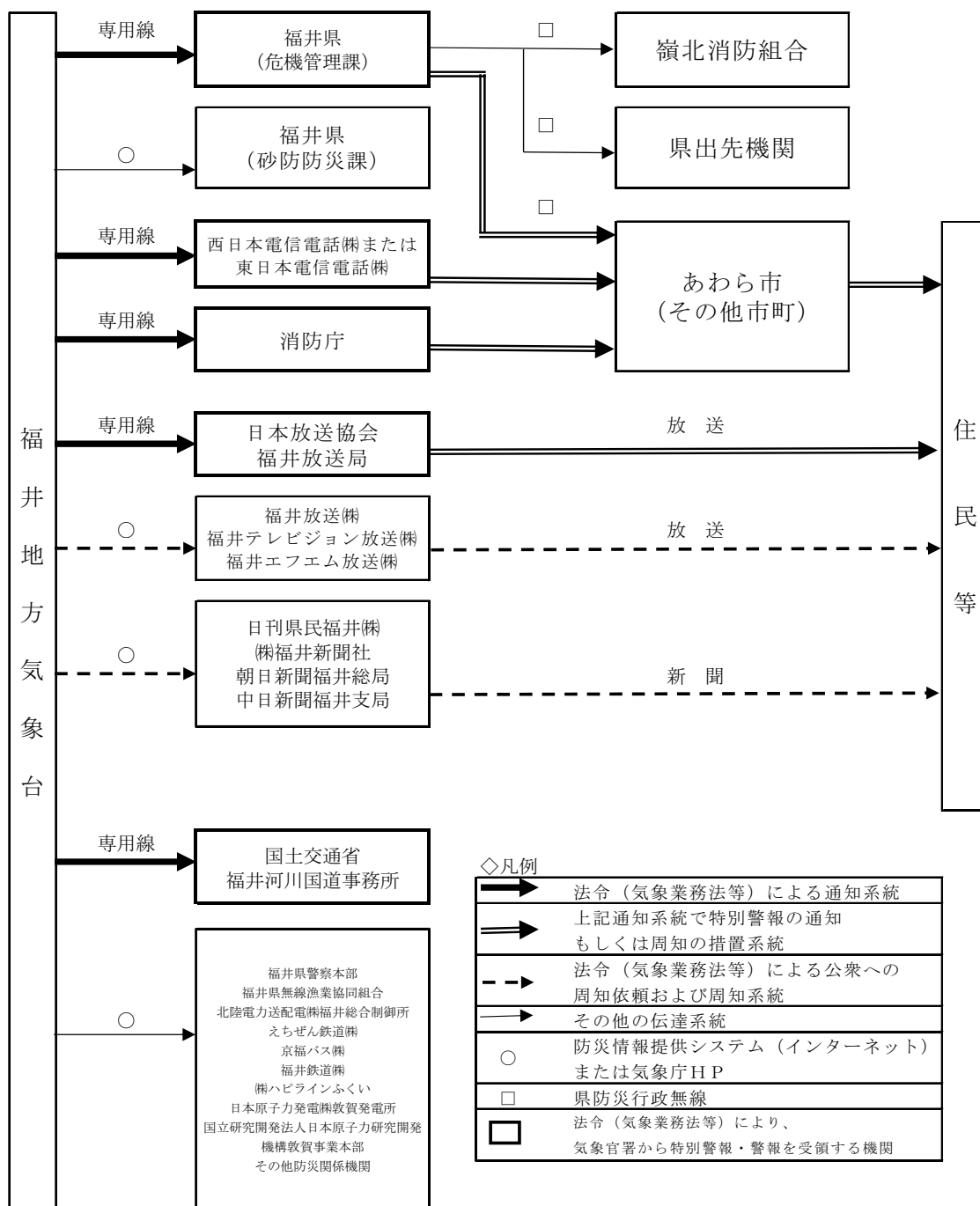
3 福井地方気象台による避難指示等の助言

福井地方気象台は、本市から避難指示等の発令に際し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。

第4 気象注意報、警報の伝達経路

気象注意報、警報の伝達経路は、次のとおりである。

＜特別警報・警報・注意報の伝達系統図＞



第5節 情報及び被害状況報告計画

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

災害に関する各種情報を迅速かつ的確に収集し、災害対策基本法の規定に基づき市が県に対して行う災害状況報告の円滑化を図る。

第2 災害情報の収集

災害に関する各種情報の収集は、災害応急対策を確立する基本となるものであり、本部及び防災関係機関のそれぞれの組織により迅速かつ的確に行うものとする。

情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

1 収集事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被災者の氏名、生年月日、性別、続柄、世帯人員
- (5) 発見者又は通報者の住所、氏名
- (6) 被害の程度
- (7) 災害に対してとられた措置
- (8) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (9) その他必要な事項

2 調査方法

災害状況の調査は、住民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設について、関係各課が「災害報告事務一覧表」により調査し、総務課において集計する。

- (1) 被害程度の認定基準及び調査様式は別に定めるところによる。
- (2) 被害の程度の調査に当たっては、各課の連絡を密にして脱漏重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、調査しなければならない。
- (3) 罹災世帯人員等については、現地調査のみでなく住民登録等の諸記録とも照合し、その正誤を確認しなければならない。
- (4) 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況から具体的調査が困難な場合

が多いので、当該地域に詳しい関係者の協力により、現況を把握するものとし、事後調査により正確な記録を収録するものとする。

(5) 全壊、半壊、流失、死者及び負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。

(6) 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

災害報告事務一覧表

主管課等	報 告 事 項	報 告 内 容
総 務 課	総合被害報告（被害状況の取りまとめ）	
監 理 課	下記以外の被害状況	電気、電話、ガス、その他の被害状況
税 務 課	家屋等の被害報告	家屋被害（住家、非住家の別及び全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水）、ブロック塀崩
政策広報課	情報通信機器の被害報告	情報通信機器の被害状況
市民協働課	空き家の被害状況報告	空き家被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水）、ブロック塀崩
市民課 生活環境課	災害救助法関係報告	人的被害（死者、行方不明者、重軽傷者）、家屋被害、救助実施状況、公共交通の被害
	防 疫 活 動 報 告	防疫活動
福 祉 課	福祉被害関係等報告	福祉施設の被害、炊出し等状況
子育て支援課	児 童 福 祉 関 係 報 告	児童福祉施設の被害
健康長寿課	医療施設等被害状況報告	医療施設等の被害、患者発生状況、負傷者手当状況
農林水産課	農林水産業施設被害報告	農業用施設、林業用施設、治山施設、漁港施設、共同利用施設、農地（田、畑の流失埋没、冠水）等の被害
	農林・畜産・水産被害報告	農業（稲、野菜、果樹、ビニールハウス等の被害） 林業（立木、苗木等の被害） 水産（漁具、養殖施設、漁船、水産物の被害） 畜産（家畜、家きん、畜産物、畜舎等の被害）
観光振興課 商工労働課	観光商工業の被害報告	観光業、商業、工業の被害、観光施設等の被害
建 設 課	公共土木施設被害報告	河川、海岸、道路、橋梁、砂防施設、街路、がけ崩れ
	都市整備施設被害報告	都市公園施設・公営住宅等の被害
	応急危険度判定状況報告	建築物の応急危険度判定の状況

主管課等	報 告 事 項	報 告 内 容
上下水道課	水道施設被害報告	断水戸数、水道施設の被害
	下水道施設被害報告	排水不能戸数、下水道施設の被害、都市排水路の被害
教育総務課	避難状況報告	避難日時、場所、区域、人員
	文教施設被害報告	小中学校、こども園施設の被害、授業の状況、公民館、文化財等の被害、体育館等の被害
	給食支援状況報告	給食センターの被害状況、炊き出し等の給食支援状況
文化学習課	公民館、文化財の被害状況報告	公民館（施設及び設備等）及び文化財の被害
スポーツ課	体育施設の被害状況報告	体育施設（施設及び設備等）の被害
嶺北消防組合	火 災 報 告	火災の状況、被害の程度、消防機関の活動、風速、雨量、積雪量の観測値

3 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市に連絡し、通報を受けた市は県、福井地方気象台及びその他の関係機関に通報しなければならない。

(1) 通報内容

市が県、福井地方気象台及びその他の関係機関に通報すべき事項の内容は次のとおりである。

ア 著しく異常な気象現象

- ① 例えば異常な出水、山くずれ、地すべり、堤防決壊、雪崩で大きな災害となるおそれがあるとき。
- ② 竜巻、強い雹があったとき。

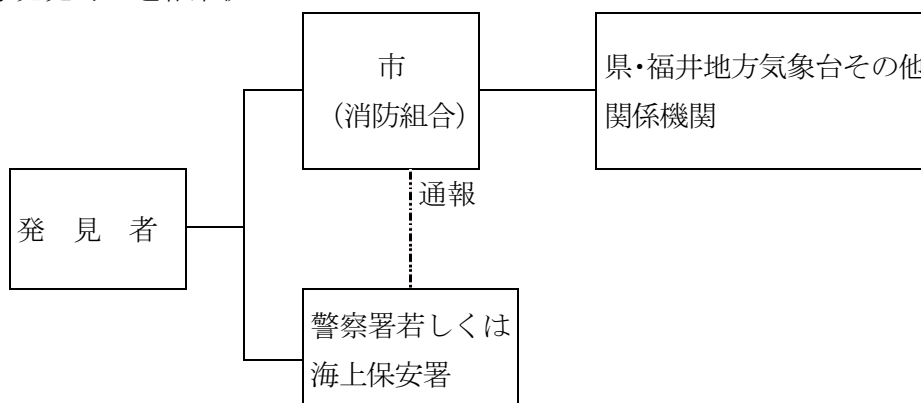
イ 著しく異常な水象

異常な高波、うねり、潮位、河川が異常水位になったとき。

ウ 地震関係

例えば震度4以上の地震があったとき。

異常現象発見時の通報系統



(2) 通報手段と通報要領

市から県、福井地方気象台及びその他の関係機関への通報は、電話又は電報により通報するものとし、通報は、いつ、どこで、なにが、どれだけ、今後どうかの要領で通知するものとする。

なお、電話又は電報が不能な場合は最寄りの警察機関等の無線通信による協力を求めるものとする。

異常な現象を発見した者は、次のうち最も近いところに連絡をする。

連 絡 先	
あわら市役所	TEL 73-1221
嶺北消防組合	嶺北消防本部通信指令課 TEL 51-0119 嶺北あわら消防署 TEL 73-0119
あわら警察署	TEL 73-0110
敦賀海上保安部福井海上保安署	TEL 82-4999

第3 被害状況報告

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力をに基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

災害対策基本法の規定に基づき市町または関係機関の長が県に対して行う災害の状況報告に関し、必要な事項を定め、被害状況報告の迅速、確実化を図る。

このほか、他の防災関係法令の規定により関係行政機関等に報告する詳細なものについては、それぞれの定められた要領により、別途担当の主管課より報告するものとする。

1 報告の責任者

災害報告責任者は、災害対策本部事務局長（災害対策本部が設置されていないとき

は総務課長）とする。

2 報告の基準

災害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合に報告するものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 県又は市が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2市町以上にまたがるもので、本市における被害は軽微であっても全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対し国・県の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が今後(1)から(4)までの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (6) 地震が発生し、県内の区域内で震度4以上を記録したもの
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの
- (8) 注意報又は警報が発令された場合において発生し、上記基準に該当しないもの
- (9) その他特に報告の指示があったもの

3 報告の種類

災害状況の報告の種類は次のとおりとする。

- (1) 災害即報 災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
- (2) 災害確定報告 応急対策が終了した後10日以内に報告する。
- (3) 災害年報 毎年1月1日から12月31日までの災害状況について、翌年の4月1日現在で明らかになったものを、4月15日までに行う。

なお、災害即報については、市は、地震が発生し、市域内で震度5強以上を記録したとき、又は津波により死者又は行方不明者が生じたときは、第一報を県に対してだけでなく、国（総務省消防庁）に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとし、さらに要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、国（総務省消防庁）に対して行う。

4 報告の方法等

(1) 報告様式

ア 災害即報は、市にあっては、第1号様式により、関係機関にあっては、第1号様式又は別に定める様式により報告する。

イ 災害確定報告は、第2号様式、また災害年報は第3号様式により報告する。な

お、関係機関にあつては、別に定める様式により報告することができるものとする。

ウ 災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用基準に達する見込みがある場合には、災害即報と併せて、第4号様式により報告する。

(2) 報告の方法

災害即報は、災害の概況、被害の状況及び応急対策の状況を、原則として県防災行政無線又は一般加入電話等により行うものとするが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。災害確定報告及び災害年報は、必ず文書により報告するものとする。

報告に当たっては、警察、消防機関その他関係機関と綿密な連絡をとり報告するものとする。

(3) 報告先

報告先は、県（危機管理課）とする。なお、現地対策本部が置かれたときはこの本部を経由して行う。

第4 孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県等と連携して、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、関係者間で情報共有するものとする。また、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

第6節 災害広報計画

【主な実施機関】 総括班 広報班

第1 計画の方針

気象状況、災害応急対策の実施状況等災害に関する情報の広報活動を適切に行い、災害時における社会秩序の維持及び民心の安定を図る。

第2 災害広報活動の実施

災害広報は、災害対策本部が災害の状況に応じて各防災関係機関と緊密な連絡をとり、統制のとれた迅速な情報を発表しなければならない。

1 情報等の収集要領

刻々の情報を事務局に連絡するとともに、事務局は必要に応じ職員を現地に派遣して情報収集並びにカメラ及びビデオカメラによる撮影を行う。

2 情報提供体制整備と報道機関に対する発表

緊急時の情報伝達が可能な放送事業者に対しては、迅速かつ確実な情報提供体制の整備に努めるとともに、収集した災害に関する情報や対策等は、広報担当者を通じ原則として定時に各報道機関に発表する。ただし、重要な情報については臨時に発表する。

3 住民に対する広報

報道機関に対して積極的な報道依頼をするほか、防災行政無線、SNS、あわら市公式LINE、あわら市防災メール配信サービス、インターネット等、市の広報車及び放送設備を有する車両、ヘリコプター等の利用、チラシ、写真、ポスター、立看板等により、主として次に掲げる事項について広報する。

(1) 災害発生前の広報

風水害等による災害はある程度予測可能であることから、災害の規模や動向のほか、必要な注意事項を加えて住民への広報を実施し、被害の防止対策を講じる。

ア 災害の予測（予警報、気象情報等の伝達）

イ パニック防止の呼びかけ

ウ 避難準備の情報

エ 出火防止の呼びかけ

(2) 災害発生直後の広報

災害が発生した場合は、被災状況を迅速かつ的確に判断し、避難、人命救助、二次災害防止及びその他必要事項について、住民に広報する。

ア 避難指示等の避難情報

イ 避難に関する情報（避難所、避難ルート、通行止め箇所等）

ウ 人命救助の協力呼びかけ

エ 市内被害状況の概要

オ 市の応急対策実施状況

(3) 被災者支援・災害復旧に関する広報

被災者支援及び災害復旧に関する情報は、その期日、期間、活動場所等具体的な情報を迅速かつ確実に伝達し、住民が1日も速く平常の生活に復帰できるよう尽力する。

ア 災害情報及び被害状況

イ 市の応急対策実施情報

ウ 安否情報

エ ライフラインの復旧情報（電気、上下水道等）

オ 飲料水、食料、生活必需品等の供給情報

カ 通信施設の復旧状況

キ 道路交通状況（道路の通行規制、交通機関の運行状況など）

ク 医療機関の活動情報（健康診断、カウンセリングの実施状況など）

ケ その他必要な事項

(4) 避難者への情報伝達

市は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報ニーズの把握に努め、情報を伝達する。その際、避難者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる避難者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(5) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防組合、警察署と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害

者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

4 県及び関係諸官庁に対する広報

被害状況、被害写真、情報、報告及び要望事項等を県、関係諸官庁に対し広報する。

第3 災害広報資料の収集及び保存

災害広報活動を行うに必要な資料及び記録を保存するため、おおむね次に掲げるものを作成又は収集する。

- (1) 広報担当者及び防災関係機関・住民等が取材・撮影した災害写真、災害映像
- (2) 報道機関等による災害現地の取材写真、航空写真
- (3) 災害応急対策活動取材した写真、その他
- (4) 災害現場における録音、記述、その他による記録

第4 相談窓口の開設

災害発生時、被災者等から幅広い相談に応じる総合相談窓口を開設するものとする。

第7節 災害救助法の適用に関する計画

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

災害の発生により、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の滅失、傷病等により生活困窮に陥った、被災者に対して、被災者の保護と社会秩序の保全を図る目的で応急的に必要な救助を実施する。

第2 実施機関

災害救助法の適用による応急的救助は、法定受託事務として知事が行う。ただし、救助事務の実施について、その一部を本部長に委任することができる。

第3 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条の規定により定められており、本市の場合は次の基準による。

- (1) 基準世帯数（全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数）が50世帯以上である場合。
- (2) 県全体の基準世帯数が1,000世帯以上で、市内で25世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。
- (3) 県全体の基準世帯数が5,000世帯以上で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生した場合等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数のものが生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。この場合は住家の滅失には関係ない。

第4 被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流出等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、床上浸水等により、一時的に居住不能となった世帯にあっては、3世帯で1世帯とみなす。

第5 災害救助法の適用手続

- (1) 災害に際し、市における災害が前記の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込があるときは、市は、直ちにその旨を県に情報提供しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、市は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県に情報提供し、その後の処置に関して県の指示を受けなければならない。

第6 救助の種類

災害救助法に基づく市における救助の種類は次のとおりとする。

救 助 の 種 類	実施の期間	具 体 的 計 画
避 難 所 の 設 置	発生の日から7日以内	第2章第8節 避難計画
災害にかかった者の救出	3日以内	第2章第9節 救出計画
炊き出しその他による 食 品 の 給 与	7日以内	第2章第11節 米穀等食料供給計画
被服・寝具その他生活 必需品の給与又は貸与	10日以内	第2章第12節 衣料、生活必需品 その他物資供給計画
飲 料 水 の 供 給	7日以内	第2章第13節 給水計画
応 急 仮 設 住 宅	20日以内着工	第2章第14節 応急仮設住宅 及び住宅の応急修理計画
災害にかかった住宅の応急処理	3カ月以内完成	
医 療	14日以内	第2章第15節 医療助産計画
助 産	分娩の日から7日以内	
遺 体 の 捜 索	発生の日から10日以内	第2章第17節 遺体の捜索及び 処理並びに埋葬等計画
遺 体 の 処 理	10日以内	
遺 体 の 埋 葬	10日以内	
障 害 物 の 除 去	10日以内	第2章第18節 障害物の除去 計画
学 用 品 の 給 与	教科書 1カ月以内 文房具 15日以内	第2章第19節 文教対策計画
生 業 資 金 貸 与	1カ月以内	
応急救助のための輸送	救助の種類ごとの期間	第2章第21節 輸送計画
応急救助のための賃金職員雇上げ	救助の種類ごとの期間	第2章第23節 要員確保計画

第8節 避難計画

【主な実施機関】 総括班 広報班 福祉班 避難所班 教育班

第1 計画の方針

災害時において、危険区域内にある居住者、滞在者その他の者を安全地域に避難させるとともに必要に応じて避難所に収容し、人命被害の防止及び軽減を図る。

第2 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令基準及び実施責任者

実施責任者又は法令で定める実施責任者は、次の基準により避難指示等を発令するものとし、避難指示等の意思決定を迅速・的確に行うため大雨警報、洪水警報、河川の水位（避難判断水位、氾濫危険水位）、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入するよう努める。また、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努める。

なお、避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努めるものとする。

市長の不在時における発災に備え、避難指示等の発令に係る職務代理者を副市長とし、副市長の不在時には総務部長とする。

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 基 準
避難のための立退きの準備その他の措置	市長 (災害対策基本法 56)	立退き準備の勧告 (避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供)	避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 【水害】 ・水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等 【土砂災害】 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき等
避難の指示	市長 (災害対策基本法 60)	立退きの指示及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき等 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき等 【高潮】 ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき等

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 基 準
	知事及びその命を受けた県職員 水防管理者(水防法 29)	立退きの指示	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事またはその命じた職員 (地すべり等防止法 25)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法 61)	立退き及び立ち退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法 4)	警 告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法 94)	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保措置	市長 (災害対策基本法 60)	緊急安全確保措置 (高所への移動、近隣の堅固な建物への待避等)	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき 【水害】 ・氾濫発生情報、大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき等 【土砂災害】 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき等 【高潮】 ・高潮氾濫発生情報が発表されたとき等
	知事及びその命を受けた県職員 水防管理者(水防法 29)	緊急安全確保措置 (屋内での待避等)	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法 61)	緊急安全確保措置	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法 4)	警 告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法 94)	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

(注) 細部は、あわら市避難情報発令マニュアルによる。

2 避難指示等の発令

市は、「あわら市避難情報発令マニュアル」に基づき立退き等を指示する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

避難指示等を発令したときは、速やかに次の事項を県に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは、直ちに県に報告する。

- (1) 立退き指示等の理由
- (2) 指示等をした地域
- (3) 世帯数及び人員
- (4) 立退き先

3 県等の助言

避難指示を発令する際に、県等に必要な助言を求めることができる。市は、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

県は、必要と認めるときは、市の避難指示等に関する意思決定についての助言、勧告等を実施する。

4 避難指示の代行

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市が立退きの指示を行うことができなくなると認められるときは、県が代行する。

県が指示したときは、速やかに市に通知する。

5 住民に求める行動

次の避難指示等が発令された場合、住民は次の行動をとるものとする。

(1) 高齢者等避難

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）する。

上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

(2) 避難指示

通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる。ただし、指定緊急避難場所（指定避難所）への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う。

(3) 緊急安全確保

既に災害が発生し、人的被害の発生または切迫した状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

第3 避難の区分及び伝達方法

1 避難の区分

(1) 事前避難

暴風、洪水又は高潮による氾濫、山崩れのおそれがある場合は、気象予報警報等により数時間前に避難行動要支援者をあらかじめ定めた安全な場所へ避難させる。

(2) 緊急避難

地震、火災、洪水又は高潮による氾濫、山崩れにより事前避難のいとまがなく、著しく危険が切迫しているときは、至近の安全な場所へ避難させる。

(3) 収容避難

一時的避難場所から必要に応じてさらに安全な場所に移動させる。

2 伝達方法

(1) 緊急伝達

避難の指示等の伝達は、SNS、あわら市公式LINE、メール（あわら市防災メール配信サービス）、インターネット、防災行政無線、サイレン、警鐘、標識及び広報車等によるほか、消防機関、警察官、各区長、自治会による周知等あらゆる広報手段を施し迅速に避難の徹底を図る。

(2) 避難の事前周知

避難のための立退きの万全を図るため、災害種別ごと、地区ごとの避難所、避難経路及び避難上の心得等をあらかじめ住民に周知しておくものとする。

3 避難の事前準備と留意事項

(1) 事前準備

ア 火気の取扱いに常に注意し、避難に際しては必ず火気、その他危険物の始末を完全に行うこと。

イ 台風期には風水害に備えて家屋の補強を行い、浸水の予想される場合には、家財を高所に移動させること。

ウ 会社、工場、事業所等にあつては、実情に即した緊密な防災計画を作成し、万全の措置を講じておくこと。

エ 浸水によって流出拡散のおそれがある油脂類、カーバイド、生石炭、放射性物質等、危険物の安全管理及び電気、ガス等の保全措置を講じておくこと。

オ 盗難等の予防に十分備えておくこと。

(2) 避難時の留意事項

ア 食料、水、タオル、ティッシュ、最小限の着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、印鑑等を携行する。なお、これら携行する物品等はあらかじめ布袋等に入れいつでも取り出せる場所に保管しておく。

イ 服装は、できるだけ軽装とするが素足を避け必ず帽子をかぶり、季節によっては雨合羽又は防寒衣を携行する。

第4 避難所の指定及び避難誘導

1 避難所の指定

災害により被災者を収容する必要があるときは、災害の種別に応じ安全かつ適切な避難所を確定し、開設する。

避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、適当な施設を得難いときは野外にバラックを仮設し、または天幕を設置するものとする。予定した避難所が使用できないときは、市長は知事または隣接市長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。また、特定の指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、市は県等と連携し被災地域外の地域にあるものを含め、当該研修所、ホテル、旅館等を緊急的な措置として福祉避難所に類する施設として開設するよう努める。

なお、自主防災組織等が地区の災害特性を考慮して定めた自主避難所においては、当該施設の開設・運営主体となる自主防災組織等が施設の開設、閉設等を判断するものとし、開設した場合は地区住民に周知するとともに、市に報告するものとする。

指定避難所の所在地、名称及び収容能力についてはあらかじめ指定し表示をしておくものとする。

2 避難の経路選定及び誘導

避難のための立退きを円滑かつ安全に行うため、避難経路を適切に選定するとともに誘導責任者、誘導員を定めておくものとする。

誘導責任者は各区長が担当することとし、誘導員は各区副区長その他区の役員が当たるものとする。

なお、あらかじめ決められた職員、消防機関の職員（団員）、警察官は避難の誘導について協力するものとする。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

3 避難地域の警備

警察官は、避難を行った地域及びその周辺について、犯罪の発生状況に関する情報を提供するとともに警戒警らを実施して、犯罪の防止に努めるものとする。

また、防犯隊は、避難を行った地域及びその周辺について、警戒警ら等を実施して、犯罪の防止に努めるものとする。

第5 避難所の開設・収容

1 実施責任者

避難所の開設及び避難者の収容の措置は、市が行う。なお、災害救助法が適用された場合の収容施設（避難所）の供与は、県又は県から委任を受けた市が行う。

2 対象者

避難所への受入れ対象は、次のとおりとする。なお、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

- (1) 災害によって被害を受けた者で、住家が被害を受け居住の場所を失った者
- (2) 災害によって被害を受けるおそれがある者で、避難命令を受けている者又は緊急に避難することが必要である者

3 開設の方法

市は、避難所を開設したときは、避難収容すべき者を誘導し、保護するとともに、下記事項を県に報告するほか、あわら警察署及び防災関係機関に通知するものとする。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込

4 費用及び期間

災害救助法の定める費用は災害救助法に基づき県が定める額とし、開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間内において打切ることができないときは、期間を延長することができる。

5 災害未発生時の対応

災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。

第6 避難所の管理及び運営

避難所の運営に当たっては、保健・衛生面はもとより、プライバシーの保護、男女のニーズの違い等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

また、防災ネットを活用し、避難者受付及び避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

避難所運営の実施内容や配慮事項等の詳細については、「あわらし市避難所運営マニュアル」、「あわらし市福祉避難所運営マニュアル」、「自主避難所運営の手引き」によるものとする。

1 管理責任者

- (1) 避難所に管理責任者及びその他の職員を配置する。管理責任者は原則として職員が当たりあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 管理責任者は、災害対策本部との緊密な連絡体制のもとに避難者の収容に当たる。
- (3) 管理責任者及びその他の職員は、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期するものとする。

- (4) 避難所にかかる記録、報告書作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

2 避難所における業務

避難所を開設したときは、次の事項による業務又は記録をしなければならない。

(1) 一般的業務

- ア 避難者の受付
- イ 避難者に対する情報の伝達
- ウ 避難所の設置場所の選定(配置)
- エ 避難所に配布された食料等物資の管理及び避難救援物資の配布
- オ 給食時刻の調整
- カ 便所その他不潔な場所の消毒及び施設の清掃管理
- キ 避難所にあてられた施設の管理者と施設使用について緊密な連絡を行うとともに、施設の保全管理に努めること。

(2) 記録に関すること

- ア 避難所勤務状況の記入（職員・ボランティア他）
- イ 日誌の記入
- ウ 物品の受払簿の記入
- エ 避難者名簿の調整
- オ 避難状況調書の記入

(3) 報告に関すること

- ア 避難所の開設及び閉鎖の日時の報告
- イ 避難所状況の報告
- ウ その他状況に応じて随時報告

3 避難所の運営

(1) 維持管理体制の確立

避難所に配置された職員は、避難所運営のための自治組織を構築し、業務ごとに自治組織のリーダーをサポートする職員を専任しておく。

(2) 行政と自治組織等との連携

避難所運営上の諸問題に対応するため、避難者自治組織代表者、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設ける。

(3) 平常体制への復帰体制

避難者の減少に伴い、避難所の規模縮小・統合・廃止の措置をとる場合は円滑な移行に努める。

(4) 良好な生活環境の確保

指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

なお、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

(5) 要配慮者に対する対応等

避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、家族や親戚及び民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努めるものとする。また、要配慮者の生活機能低下防止等のため、必要に応じて、県に対し、災害派遣福祉チーム（DWAT）や災害支援ナースの派遣を要請する。

(6) 健康相談・精神ケア体制の確立

県及び市は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安、又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。また、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、国、県に対し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナースの派遣を要請する。

(7) 男女双方の視点等への配慮

県及び市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(8) 避難所に滞在することができない被災者の生活環境の確保

県及び市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食

料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても被災者支援に係る情報を提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(9) 避難所における女性や子供等の安全確保

指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(10) 避難所における感染症対策

指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(11) 避難所における家庭動物対策

指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な

支援が受けられるよう、連携に努める。

第7 学校の避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市内の小中学校の校長は、教職員を誘導員として児童、生徒を安全な地域に避難させる。また、学校ごとに避難計画を定め、定期的に避難訓練を実施するものとする。

(1) 登校前、下校後の措置

本避難計画の定めるところによる。

(2) 在校中の措置

授業中、休憩中においては、学校ごとの避難計画に基づき避難を実施し、災害の状況によっては保護者に連絡して集落、地区ごとに迎え人を依頼する等の措置をとる。

第8 認定こども園の避難計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、園長は、園児を安全な場所へ避難させる。また、認定こども園ごとに避難計画を定め、定期的に避難訓練を実施するものとする。

(1) 登校前、下校後の措置

本避難計画の定めるところによる。

(2) 在園中の措置

在園中にある場合は、認定こども園ごとの避難計画に基づき避難を行い、災害の状況によっては保護者に連絡して迎え人を依頼する等の措置をとる。

第9 被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第10 避難行動要支援者の避難計画

避難行動要支援者は機敏な動作がとれないため避難が遅れがちとなり、人的被害が拡大するおそれがある。このため誘導員は、平常から自主防災組織や民生委員、地域支援者などと連携し避難の方法について検討するとともに、必要に応じて次の点に留意し保護の場所（二次避難所の設置も含む）を確保するように努める。なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行う。

- (1) 避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
- (2) 医療及び福祉関係との連絡体制の確保
- (3) 防災関係機関との連絡体制の確保
- (4) 家庭との連絡体制の確保

第11 その他施設の避難計画

災害時において、公民館等の公共施設管理者及び観光施設等の指定管理者は他の職員と連携し、施設利用者を安全な場所に避難させ、人的被害を防止し、又は軽減するため各々の施設ごとに避難計画を定めるとともに、避難訓練を行うものとする。

第9節 救出計画

【主な実施機関】 住民班 医療救護班 消防組合 警察署 海上保安署

第1 計画の方針

災害又は事故のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対し、捜索又は救出してその者を保護する。

第2 実施責任者

- (1) 被災者の救出は市が行う。また、災害救助法が適用された場合も市が行う。
- (2) 実施機関は、人の生命、身体が危険な状態の者の救出を他の措置より優先して行う。
- (3) 海上における救護救出（行方不明者の捜索を含む）は、海上保安署に依頼する。

第3 救出の方法

被災者の救出は、市、消防組合、あわら警察署及び福井海上保安署が、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携の下において実施するものとする。

なお、市自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、特種機械器具等の調達を必要とするときは、県市町消防相互応援協定や県、市町災害時相互応援協定に基づき県、他市町、他市町の消防に応援を要請する。

また、航空機やヘリコプターを活用した救出を行うために、市はあらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、ヘリコプター等の出動を県に要請し、機動的な活用を図る。

第4 救助対象者

- (1) 災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震の際に倒壊家屋等の下敷きになったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
 - エ 雪崩、がけ崩れ等により生き埋めになったような場合
 - オ 一人暮らしの高齢者、身体障がい者等で常時寝たきりの状態にある者

- (2) 災害のため生死不明の状態にある者
- (3) 事故（交通事故等）のため、多数の生命、身体が危険な状態にある者

第5 器材等の備蓄

救出器具器材はあらかじめ備蓄しておくものとする。

第6 費用及び期間

災害救助法の定める費用は機械器具の燃料費等とし、期間は災害の発生の日から3日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

第10節 要配慮者応急対策計画

【主な実施機関】 福祉班

第1 計画の方針

災害発生時には、要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、「あわらし避難行動要支援者支援計画」等に基づき、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第2 迅速避難

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者、要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

なお、市は要配慮者のうち避難行動要支援者名簿に記載される者の避難場所として福祉避難所をあらかじめ指定する。

市は被災施設等の的確な状況の把握に努め、福祉避難所が被災し開設できない場合には、県、他市町、社会福祉施設、ホテル・旅館等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう市内外の施設への緊急避難及び避難受入れについての情報の収集、提供を行う。

第3 市における対応

要配慮者を支援するため、次の措置を講ずる。

- (1) 災害時には、関係部署を通じて迅速な要配慮者の掌握に努める。また、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用して、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。
- (2) 地域社会の協力を得て、要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
- (3) ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- (4) 必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）及び、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣を国、県に要請する。
- (5) 特別な食料を必要とする場合は、その確保、提供を行う。
- (6) 生活する上で必要な資機材を避難所等に設置、提供する。

- (7) 避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
- (8) 高齢者福祉施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。
- (9) 社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者に要請する。

第4 介護体制の確立

市は、県及び関係団体の協力を得て、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を確立する。

第5 巡回健康相談の実施

市は県と協力し、坂井健康福祉センター（保健所）、市保健センター等を拠点として、在宅及び避難所の要配慮者を対象に巡回健康相談を実施する。

第6 児童に係る対策

保護者の死亡や傷病により養育が困難となった児童については、児童相談所が緊急一時保護を行うとともに、児童の態様に応じて児童福祉施設へ入所の措置をとる。

第7 外国人に係る対策

要配慮者のうち、特に外国人に係る対策として、県や福井県国際交流協会等と連携した次の対策を講じるものとする。

1 外国人の避難誘導

インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。

2 外国人の安否確認、救助活動

警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

3 外国人への情報提供

災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。また、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進するなど、外国人旅行者への情報提供に努める。

第11節 米穀等食料供給計画

【主な実施機関】 総括班 管理班 生活物資班 給食班

第1 計画の方針

災害発生時において被災者、被災地の住民及び災害応急対策実働従事者に供給する米穀等食料を迅速かつ的確に調達し、供給できるよう平常時から必要な米穀等食料を確保するほか、緊急に調達しうる措置について定める。

第2 米穀等の応急供給

1 実施責任者

災害時における被災者に対する米穀等食料の応急供給は本部長が行う。

供給対象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	市
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代って販売する場合	必要数量	市
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	必要数量	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	必要数量	市と災害発生機関が協議

2 実施の方法

(1) 市

市は、被災者等に応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀等食料の所要数量を県に申請する。

(2) 県

県は、申請書を受理し、（ア）米穀、（イ）精米、パン、おにぎり、弁当、即席麺、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水（ペットボトル）（以下「応急用食料」という）、（ウ）生鮮食料品、（エ）その他加工食料品の調達・供

給を緊急に行う必要があると判断した場合は、北陸農政局福井県拠点と十分な連絡を取りつつ、北陸農政局を通じ農林水産省に速やかに緊急供給要請を行う。

(3) 農林水産省

農林水産省、北陸農政局及び福井県拠点は、県からの緊急供給要請に対応できる体制を速やかに整備するとともに、農林水産省は、関係団体等に出荷を要請するものとし、必要に応じ政府所有米穀を供給する。

また、農林水産省は、関係業者・団体等から被災地への応急用食料の無償提供の申し出があった場合、速やかにその取りまとめを行い、県との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行う。

第3 備蓄・調達計画

災害時の救助用食料として、米穀及び食料を次のとおり確保する。

1 米穀及び応急用食料

(1) 米穀

農林水産省は、主要食料の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条の基本指針に基づき、政府所有米穀の適正な備蓄及び備蓄数量の常時把握を行うとともに、米穀販売事業者の有する流通在庫の定期的な調査・把握を行い、災害発生時における県からの要請に対処できるよう体制を整えておくものとする。

市は、管内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管確保させ、災害発生に当たり、応急的に、これを活用供給でき得るよう常に体制を整えておくものとする。

(2) 応急用食料

農林水産省は、応急用食料について、共有可能な品目、工場又は主要な保管施設の所在地、災害時に供給可能な数量等を定期的に把握し、災害発生時における知事からの要請に対処できるよう体制を整えておくものとする。

2 個人及び自治会の備蓄

市は、県と連携し、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、住民及び自治会に対し、家庭内等の食料の備蓄について普及及び啓発を図る。

3 市及び県の備蓄

市は、各避難所又は避難所単位に生命及び生活を維持するために必要な食料の分散備蓄に努め、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。

県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、生命及び生活を維持するために必要な食料を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。

市及び県は、ミルクや柔らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努めるものとする。

4 流通備蓄

市は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

5 要配慮者への配慮

物資の調達・供給に当たっては、要配慮者のニーズに配慮するものとする。

6 食物アレルギーへの配慮

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努める。

7 食料の調達先

食料（生パン及び副食、調味料）の調達先は市において定める。

第4 炊出しの実施

1 実施責任者

炊出し等による食品の供給は、市が行う。また、災害救助法が適用された場合は県又は県から委任を受けた市が行う。

2 炊出しの方法

(1) 市は、あわら市赤十字奉仕団等に依頼し、給食センター等の既存の給食施設を利用して行う。なお、実施に当たっては次の点に留意するものとする。

ア 炊出所には、責任者を配置する。責任者はその実施に関し、指揮するとともに関係事項を記録するものとする。

イ 献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被害の状況を十分考慮し、食器が確保され配給されるまでの間は、にぎり飯と漬物、缶詰の副食等を配慮するものとする。

(2) 直接炊出しすることが困難な場合で、米飯（炊飯）業者等に注文することが実情

に即すると認められるときは、炊出しの基準を明示して業者から購入し、供給するものとする。

3 食品衛生

炊出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 炊出所には、飲料水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- (3) 炊出所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 炊出しに当たっては、ハエ、その他の害虫の駆除に十分留意する。
- (5) 使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に注意する。
- (6) 炊出し施設は、給食センター、公民館、集落センター等の既存施設を使用するが、これらが使用できない場合は、旅館、仕出し屋等民間の施設を借り上げて行うものとする。

4 応援の要請

炊出し等食品の供給ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援の要請を行う。

- (1) 市は応援の必要を認めたときは、県に対して要請する。ただし、緊急を要するときは、直接近隣市町に応援を要請する。
- (2) 応援の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 炊出しの実施

所要食数（人数）、炊出し期間、炊出し品送付先

イ 物資の確保

所要物資の種別、数量・物資の送付先、期日

第5 災害救助法が適用された場合の実施基準

1 対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住宅の被害（全焼、半焼または床上浸水等）により、炊事のできない者

2 費用及び期間

災害救助法の定める費用は主食、副食及び燃料等の経費とし、期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

【主な実施機関】 総括班 生活物資班

第1 計画の方針

災害時に被災者に配布する衣料、生活必需品その他の物資について確保し、供給を迅速かつ確実に行うため必要な事項を定める。

第2 実施責任者

- (1) 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の供給は市が行う。
- (2) 災害救助法適用の場合は次による。
 - ア 物資の確保及び輸送は原則として県が行う。
 - イ 被災者に対する物資の供給は原則として市が行う。

第3 給付又は貸与の方法

- (1) 夏季、冬季それぞれについて世帯構成別被害状況に基づき、救助物資購入（供給）計画をたて、これにより購入し、給付又は貸与する。
- (2) 所要物資は、市内において調達が困難なときには、県に依頼する。
- (3) 調達した物資、県からの救援物資の集積場所は、あらかじめ市が別に定めておくものとし、地震や津波災害時には職員を配置し、救援物資の受入れ作業及び仕分け作業を行う。
- (4) 供給する物資は、次の品目の範囲内で現物をもって給付又は貸与する。

品目の範囲	例 示
被服、寝具及び身回り品	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団などの寝具
	洋服上下、子供服など等の上着
	シャツ、パンツなど等の下着
	タオル、靴下、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品など
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具などの調理道具
	茶わん、皿、箸などの食器

品目の範囲	例 示
日用品	石けん、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材 寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット） 猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機
光熱材料	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料などの光熱材料

第4 災害救助法が適用された場合の供給基準

1 対象者

災害により住宅が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他の日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 費用及び期間

災害救助法の定める費用は災害救助法に基づき県が定める額とし、期間は、災害の発生の日から10日以内とする。ただし、期間内に打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

第5 備蓄・調達計画

1 個人及び自治会の備蓄

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、住民及び自治会に対し、非常持出品備蓄を行うよう普及、啓発を図る。

2 市の備蓄

各避難所単位に、生活に必要な物資の分散備蓄を行い、応急時にこれらを安定的に供給できるよう整備に努めるものとする。

3 流通備蓄

あらかじめ関係業界団体又は小売業者等と協議し、災害時の物資の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

4 要配慮者への配慮

物資の調達・供給に当たっては、要配慮者のニーズに配慮するものとする。

第13節 給水計画

【主な実施機関】 上水道班 芦原温泉上水道財産区

第1 計画の方針

災害のため、飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない住民に対し、衛生的で清浄な飲料水の供給体制の確立を図る。

第2 飲料水の供給

1 実施責任者

飲料水の供給は、水道事業者が行う。ただし、水道事業者限りにおいて実施できないときは、県及び他の市町または、その他事業団体の応援協力を得て実施する。
また、災害救助法が適用された場合は県の救助事務を委任された市が行う。

2 給水方法

飲料水の給水の実施に当たっては、給水場所、時間等を十分に広報し、自主防災組織等の協力を得て、円滑に行えるよう努めるものとする。

(1) 給水車による給水

避難所等に収容されている被災者及び集団住宅等の被災者並びに炊出し所、さらに市域を小学校通学区域に分けて拠点を設け、これを中心に重点給水する。

(2) 容器による給水

病院、医院等において給水車の給水が不可能な場合、緊急給水しなければならない施設に対しては、組立式給水タンク、ポリタンク、飲料水袋等容器により給水する。

(3) ろ水器による給水

局地的給水、又は陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ水器による給水基地を設営し給水する。

3 取水（給水源）

(1) 消火栓等による取水

飲料水の取水は、公設消火栓とし、消火栓からの取水が不能な場合は水源等より直接取水する。

(2) 井戸による取水

水道施設が使用不可能な場合は、井戸水を活用する。使用に当たっては、井戸の水質検査を行い、飲料水として適切な井戸を把握するものとする。取水の際には、

必ず上水道班及び保健所の指導のもとに行う。

ア 水質検査の結果、飲料水として適切な場合は、その付近の被災者のために飲料水として給水する。

イ 水質検査の結果、飲用に適さない場合は、ろ過及び消毒等により飲料水として浄水した上で給水する。

4 飲料水に関する県及び他の市町の協力

飲料水の確保が不可能となる場合に備え、近隣市町等と飲料水確保のための協定等を取り交わしておくものとする。また、断水によって生活用水等の供給が長期に渡って途絶する場合に備え、市民及び事業者等との連携により市内各所にある井戸等を把握し、保全・活用に努める。

5 給水用資器材の確保

市は、給水用資器材及び給水車等の保有状況並びに給水能力を常に把握しておくとともに各種災害に備え、各家庭、事業所ごとに10リットルから20リットル入ポリ容器を必要数常備しておくよう住民及び関係者へ周知徹底を図り、迅速かつ的確に応急対策を行えるよう準備しておくものとする。

6 消毒用薬品資材の確保

消毒用薬品資材の確保については、必要最小限保管しておくものとする。

第3 災害救助法が適用された場合の給水基準

1 対象者

災害のため、現に飲料水を受けることができない者

2 費用及び期間

災害救助法の定める費用は当該地区における通常の実費（災害救助法施行細則の定めによる）とし、災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

(1) 水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費

(2) 浄水用薬品及び資材費

第4 備蓄計画

1 個人及び自治会の備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、住民及び自治会に対し、飲料水の備蓄について普及及び啓発を図る。

2 市及び県の備蓄

市は、各避難所単位に飲料水の分散備蓄に努め、応急時においてこれを供給する。

県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、飲料水を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。

第5 水道施設の応急復旧

水道施設の破損による応急復旧は、上水道班が必要に応じ、あわら市指定給水装置工事事業者等の出動を要請し、復旧に当たるものとする。

第14節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

【主な実施機関】住宅班

第1 計画の方針

災害のため、住宅に被害を受けた者で自己の資力では住宅を得ることができないもの又は応急修理をすることができないものについて、応急仮設住宅を設置し、又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護措置を講ずる。

第2 応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合には、県又は県から委任を受けた市は、同法に基づき応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。

なお、市は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとし、二次災害に十分配慮するものとする。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

2 災害救助法が適用された場合

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 実施責任者

- ① 応急仮設住宅は、県が建築業者に請負わせて建設する。
- ② 建設に必要な敷地の確保及び入居者の選定は市において行うものとする。

イ 対象者

- ① 住宅が全壊、全焼、流出した世帯であること。
- ② 居住する住家がない世帯であること。
- ③ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

ウ 建設の構造及び規模並びに費用の基準

- ① 建坪 1戸当り地域の実情、世帯構成等に応じた規模
- ② 構造 1戸建、長屋建のいずれか適当なもの
- ③ 費用 県が定める額

エ 期間

建築着工は、災害発生の日から20日以内とし、速やかに竣工させるものとする。

供与期間は、建築工事が完成した日から2カ年以内とする。

オ 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者に配慮した住宅の建設を考慮する。

(2) 住宅の応急修理

ア 実施責任者

知事の救助事務を委任された市長が建築関係業者に請負わせて修理する。

イ 対象者

- ① 住宅が半壊、半焼し、または半壊に準じる程度の損害をうけ、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。
- ② 自己の資力では応急修理を行うことができない世帯であること。

ウ 修理箇所及び費用の基準

- ① 費用 県が定める額
- ② 箇所 居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分

エ 期間

災害発生の日から3カ月以内に完成するものとする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内に完成するものとする。

第3 応急危険度判定制度

建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、被災地に応急危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより当該使用者及び第三者の注意を喚起する。

判定する際、石綿（アスベスト）の飛散による危険性を応急的な調査により判定し、

周辺住民に対して石綿（アスベスト）の飛散の可能性について情報提供を行うと共に、被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対して情報提供を行う。

第4 被災宅地危険度判定制度

地震や降雨等により、宅地災害は広範囲に発生した場合に二次災害を防ぐため、市は被害の状況を迅速かつ的確に把握して、被災宅地危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

第5 公営住宅等の活用

市は必要に応じて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく目的外使用として市営住宅の空き家を活用し、被災者を一時入居させる。なお、市営住宅の空き家の確保が困難な場合は、県及び近隣市町に対し公営住宅の活用について応援を要請する。

また、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借り上げ等により、避難場所の早期解決に努めるものとする。

第6 応急仮設住宅の運営管理

市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第7 空家に係る二次災害防止対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第8 石綿応急措置の実施

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、市は周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

第15節 医療助産計画

【主な実施機関】 医療救護班

第1 計画の方針

災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産の処置を実施し、被災者を保護するために必要な事項を定める。

第2 実施責任者

災害時における被災者の医療又は助産の実施は、市が行う。この場合、日本赤十字社福井県支部、坂井地区医師会あわら市支部に救護を依頼し、協力を求めるものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行う。

なお、福井DMAT指定病院は、県の要請により災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送などの医療救護活動を行う。

また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、県の要請により、現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送などの医療救護活動を行う。

第3 救護班の編成

- (1) 救護班の編成は、1班あたり概ね3～6名（医師1名、看護師2～3名、その他）とする。なお、災害急性期（救命率が高い48時間以内）に活動する災害派遣医療チーム（DMAT）については、1チームあたり概ね5名程度（医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。
- (2) 坂井地区医師会あわら市支部及び県と緊密な連絡をとり、必要に応じ応援を要請するものとする。

第4 医療薬品及び医療器材の調達

医療及び助産に必要な薬品、医療器材は手持品を繰替え使用するものとするが、手持品がなく不足した場合は取扱い業者から調達するものとする。なお、市内において確保不能又は困難な場合は、県に要請するものとする。

第5 患者等の搬送力の確保

患者、医療従事者及び医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行うものとする。

要請を受けた県は、消防等関係機関との連携により広域的な搬送体制を確保するとともに、自衛隊、警察庁等関係省庁に輸送手段の優先的確保について配慮の要請を行う。

第6 災害救助法に基づく医療

災害救助法に基づく医療は、原則として救護班が行う。

災害救助法が適用された場合は、県の救護班（坂井健康福祉センター(保健所)、公的医療機関及び県から委託を受けた日本赤十字社救護班並びに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療班）により実施されるが、市においても坂井地区医師会あわら市支部と災害医療に伴う協定書を締結し、同医師会の策定する災害医療対策要領に基づき、救護班を編成し、応急対策に備えるものとする。

1 医療を受ける者

応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者

2 医療の範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

3 医療の方法

救護班により実施するものとするが、その編成は坂井健康福祉センター(保健所)による救護班、公的医療機関による救護班、県から委託をうけた日本赤十字社救護班並びに坂井地区医師会あわら市支部医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会救護班、及び県とDMA T指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム（DMA T）とする。

4 費用及び期間

災害救助法の定める費用は県が定める額とし、期間は、災害の発生の日から14日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

- (1) 救護班による使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費
- (2) 病院又は診療所による国民健康保険の診療報酬の額以内

- (3) 施術者による協定料金の額以内

第7 災害救助法に基づく助産

1 助産を受ける者

災害発生日の以前又は以後7日以内に分娩した者で助産の途を失ったもの

2 助産の範囲

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 助産の方法

救護班により実施することを原則とするが、実情により助産師により実施するものとする。

4 費用及び期間

災害救助法の定める費用は県が定める額とし、期間は、災害発生日の以前又は以後7日以内に分娩した者に対し、分娩の日から7日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

- (1) 救護班による使用した衛生材料等の実費
- (2) 助産師による当該地区の慣行料金の8割以内の額

第8 こころのケア

市は、必要な場合、県に対し被災者及び救護者のこころのケア対策を要請する。県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）を編成し、医療救護班と連携して精神科医療及び精神保健活動に当たるものとする。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置するものとする。

注）災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）：自然災害や犯罪事件及び航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

第9 医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心にあらかじめ作成した計画に基づき、応急復旧が円滑に行われるよう努める。

第16節 ボランティア受入計画

【主な実施機関】 福祉班 社会福祉協議会

第1 計画の方針

相当規模の災害においては全国各地から、多くのボランティア及び関係団体等の参集が予想されるため、市は、平常時から社会福祉協議会や各種の災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するとともに、その活動環境の整備を図るものとする。

災害時においてはこれらの活動を被災者のニーズと適時適切に結び付け、救援救護活動及び被災者の生活支援を効果的に進める方策を講ずる。

なお、救援活動へのボランティアの受入に当たっては、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境を整備し、相互の協力関係を確立する。

第2 ボランティアの種類

- (1) 福祉等のボランティア従事者、市内外からの災害ボランティア希望者
- (2) 特殊技能者（医師、看護師、土木・建築技術者等）
- (3) 応急危険度判定士（必要とする場合、派遣を県に要請する）

第3 災害時におけるボランティア活動の支援調整

ボランティアの活動を支援・調整するため、社会福祉協議会や各種の災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等との連携による体制の整備を図るとともに避難施設、救護物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

1 ボランティア拠点の設置

ボランティアの受入に際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、多数のボランティアを必要とする場合は、いきいきテラス いちひめ（老人福祉センター市姫荘）等をボランティア拠点として提供し、特殊技能を有するボランティアなど必要としているボランティアの分野や場所に関する情報提供を行うなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られる

よう支援を行う。

社会福祉協議会にボランティア受入れの窓口を設置し、被災地におけるボランティア活動参加希望者等に対して、広く情報発信を行う。また、全国から寄せられる救援救護活動への参加を希望するボランティア等の問い合わせに対しても統一的に対応するものとする。

なお、災害状況に応じて、ニーズにあったボランティアを県に要請する。

2 社会福祉協議会の役割

各ボランティア団体等の中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるよう協力する。

3 関係機関との連携

県、県社会福祉協議会、日本赤十字社福井県支部、あわら市赤十字奉仕団、その他のボランティア関係機関・団体との連携を図り、ボランティアの受入れをはじめとして、把握したボランティアニーズの情報提供をあらかじめ災害ボランティアセンター等へ行い、ボランティアの円滑な参加が図れるよう体制づくりを行う。

また、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えてボランティア保険に加入するものとするが、市災害対策本部及び市災害ボランティアセンターが設置されるような相当規模の災害が発生した場合には、ボランティア保険加入経費などの災害ボランティアセンターの活動にかかる経費に対して、福井県災害ボランティア活動基金の支援を受けることができる場合がある。

第17節 遺体の搜索及び処理並びに埋葬等計画

【主な実施機関】 環境班 消防組合 消防団 警察署 海上保安署

第1 計画の方針

災害時において死亡していると推定される者の搜索及び遺体の収容、処理、埋葬及び火葬（以下「埋葬等」という。）を実施する。

第2 遺体の搜索

1 実施責任者

遺体の搜索は市が行う。また、災害救助法が適用された場合は、県の救助事務を委任された市が行う。

2 搜索の対象

災害により行方不明の状態の者で、各種の事情からすでに死亡していると推定されるものに対して行う。

3 搜索方法

搜索の方法は、人夫及びその他機械器具等を借り上げて実施するが搜索隊の編成は、災害対策本部、あわら警察署のほか防災関係機関等をもって行う。

4 応援要請等

(1) 市は、被災その他の事情により搜索の実施が困難と考えられるとき、又は遺体の流失等により他の市町に漂流していると考えられるときは、県、自衛隊（県に派遣要請）及び近隣市町又は遺体漂着が予想される市町に搜索の応援を要請するものとする。

(2) 応援要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持ち物等
- ウ 要請人員及び必要な機械器具等
- エ その他必要な事項

5 費用及び期間

災害救助法の定める費用は県が定める額とし、期間は災害発生の日から10日以内と

する。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

第3 遺体の収容、処理

1 実施責任者

遺体を発見したときは、市は速やかに県警察本部及び警察署長並びに海上保安部署長（海上の場合）に連絡し、その見分を待って必要に応じ、次の方法により遺体を処理する。

2 遺体の収容、処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期のため遺体識別等のための洗浄・縫合消毒の処置、遺体の一時保存あるいは捜索を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施する。

3 方法

遺体の収容、処理は、市において、収容、処理場所を借り上げ、又は仮設し、捜査機関が検視又は調査を行い、救護班又は現地医師が遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

4 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、県の救助事務を委任された市が遺体の処理（遺体の一時保存）を行うが、その実施基準は次による。

(1) 遺体の処理は、災害により社会的混乱を来とし、その処置を要するとき行うものとし、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

(2) 遺体処理の内容

遺体の処理は、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施するものとする。

ア 検視又は調査

捜査機関が、死因が犯罪に基づくものであるかどうかを判断するため、遺体の状況を調査する。その際、事件性があれば検視を行う。

イ 検案

医師が、遺体についての死因その他について医学的検査を行う。

ウ 遺体の洗浄、縫合、消毒などの処置

エ 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、また死亡者が多数のため、短時

間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院・学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

(3) 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし期限内において遺体の処理を打ち切ることができないときは、遺体搜索の場合の期間延長の例による。

(4) 費用の範囲及び限度

ア 遺体の検索、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び遺体の一時保存のための費用は、知事が定める額とする。

イ 検案料は、救護班が実施した場合は支出しない。その他によった場合で費用を必要とする場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ウ 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算した額以内とする。

第4 遺体の埋葬等

1 実施責任者

市は、災害の際に死亡した者で必要と認めた場合、応急的な埋葬等を行うものとする。また、災害救助法が適用された場合は、県又は県から委任を受けた市が行う。

ただし、市において実施困難な場合には、近隣市または県に応援要請を行うものとする。

2 埋葬等の対象

災害で死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋葬等を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合及び埋葬等施設が損傷して使用できないときは、遺体の応急的な埋葬等を実施するものとする。

3 埋葬等の方法

埋葬等の方法は、埋葬若しくは火葬に付し、棺、骨壺等を遺族に支給するものとする。なお、埋葬等の実施に当たっては、次の事項に留意して行う。

(1) 事故死等による遺体については、あわら警察署から引き継ぎを受けた後埋葬等を行う。

(2) 身元不明の遺体については、遺体の確認、行方不明者の調査及び身元引受人の発見に努めるが、これが不可能なときはあわら警察署その他関係機関に連絡し、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに遺留品を保存して身元発見の調査に当たり、遺体は埋葬する。

(3) 被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬等は、行旅死亡

人としての取扱いによる。

4 災害応急埋葬場

- (1) 災害で死亡した者を火葬に付する場合は、代官山斎苑又は最寄りの火葬場を使用するものとする。ただし、災害の状況による非常緊急時には、知事の許可を受けて応急仮設火葬場を設置し、現場処理を行うものとする。
- (2) 身元不明の遺体の埋葬については、代官山斎苑内において処理するものとする。

5 広域的な火葬の実施体制

災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平常時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、県と連携して、県内及び県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講ずるものとする。

6 費用及び期間

災害救助法の定める費用は県が定める額とし、期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

第5 海上漂流遺体の搜索

1 実施責任者

「第2 遺体の搜索」のとおりであるが、遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、市は県に対して海上保安署等の応援要請を行うものとする。

2 搜索の方法

県からの漂流遺体の搜索要請を受けた敦賀海上保安部（福井海上保安署）は、所属の巡視船艇、巡視船、航空機等により搜索に当たるものとする。

この場合、市、消防機関、水防機関、警察等の搜索船艇が同一海域において搜索作業に従事している場合は、情報交換等の連絡を密にして、効果ある搜索活動を行うものとする。

3 遺体の処理等

「第3 遺体の収容、処理」、「第4 遺体の埋葬等」と同様の取扱いとする。

第18節 障害物の除去計画

【主な実施機関】 土木班 産業班 下水道班

第1 計画の方針

災害時において、災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施に支障となるもの及び災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で住民の生命、身体及び財産に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去し、被災者の保護と交通の確保を図る。

第2 実施責任者

- (1) 道路及び河川（農業排水、都市排水を含む。）に運ばれた障害物の除去についての実施は、道路管理者及び河川管理者が行う。
- (2) 住民の生命、財産等の保護のための障害物の除去は市が行うが、現場に市本部員等がない場合には警察官が行うことができる。また、災害救助法が適用された場合は、県から委任を受けた市が行う。

なお、市で対処できないときは、近隣市町又は県に除去作業の実施若しくは必要な要員、資器材の応援を要請する。

第3 障害物除去の実施

- (1) 除去作業は、土木班が中心となり、市有機械を用い、又は土木建設業者の協力を得て、速やかに実施するものとする。
- (2) 市は、障害物の除去について、自衛隊の協力を必要と判断した場合は、県に対し自衛隊の派遣を要請するものとする。
- (3) 除去作業は、緊急やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行うものとする。

第4 実施対象物

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするもの
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするもの
- (3) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするもの
- (4) その他公共的立場から除去を必要とするもの

第5 障害物の集積保管場所

障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所（盗難等の危険のない場所）で、道路交通等に障害とならない国、県、市有地を選ぶものとする。ただし、国、県、市有地に適当な場所がないとき、又は緊急でやむを得ないときは私有地を使用するものとするが、この場合、所有者に書類又は口頭で了解を求め、事後の処理には万全を期し、所有者に対し、損害を与えたときは損害賠償をするものとする。

第6 道路関係障害物除去

- (1) 土砂等の崩壊による場合は、次の区分により除去を行うものとする。
 - ア 国 道 福井河川国道事務所、三国土木事務所
 - イ 県 道 三国土木事務所
 - ウ 市 道 市
- (2) 除去の方法は崩壊の程度により消防機関、地元住民による除去又は請負による除去により実施する。
- (3) 道路状況により交通規制、迂回路が必要な場合は、あわら警察署と協議し、適切な処置をとるものとする。
- (4) 電柱、電線等公共物の倒壊による場合は、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。
- (5) 緊急車両の通行を妨げている放置車両の撤去については、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路管理者が区間を指定して車両の運転者に移動を命令するとともに、運転者が不在の場合等は道路管理者が自ら車両を移動する。

第7 住宅関係障害物除去（災害救助法が適用された場合の障害物除去の基準）

1 対 象

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれた障害物の除去に限るものであること。
- (3) 自らの資力をもって当該障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

2 費用及び期間

災害救助法の定める費用は県が定める額とし、期間は災害の発生の日から10日以内

とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

第19節 文教対策計画

【主な実施機関】 教育班 給食班

第1 計画の方針

災害時において、文教施設が被災した場合の児童生徒応急教育、教職員の確保、学校給食の措置及び教科書、学用品等の調達、配給、授業料の減免等について定める。

第2 応急教育計画

1 文教応急対策

文教施設が被災した場合、市及び教育委員会は、緊急に協議し、応急復旧対策及び応急教育を実施するものとする。ただし、県立の施設にあっては県が実施する。

- (1) 災害の種類、規模等によりその対策はそれぞれ異なるが、被災程度を迅速に把握し、応急復旧可能な場合はできるだけ速やかに補修し、施設の確保に努めるものとする。
- (2) 被災により学校施設の全部が用途に供し得ない場合は、隣接学校の余剰教室・特別教室を借用し、分散授業を実施する。この場合余裕学校がなく、又は不足して被災学校の児童生徒を収容し得ない場合には、臨時的施設（プレハブハウス）等を建設するほか、公民館等の建物に応急収容し、分散授業を実施する。
- (3) 被災により学校施設の一部が用途に供し得ない場合は、学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所について、応急修理又は補強を実施し、できる限り休校となるのを避ける。なお、必要に応じて二部授業、圧縮学級の編成などの措置を講ずる。

2 教職員の確保

教育委員会は、罹災職員の状況を把握し、次のような措置を講ずる。

- (1) 罹災職員が軽症の場合（1カ月以内治癒見込のとき）は、校内の職員をもって調整する。
- (2) 罹災職員の治癒見込みが1カ月以上にわたるときは、代替教員をあてる。ただし、治癒の見込みが1カ月以内にあっても罹災職員が2人以上であるときは、授業実施の状況に応じて必要教職員を補充する。
- (3) 市内で調整が不可能なときは、県に教職員の派遣を要請する。県は、補充教職員名簿を整理し、市町間の便宜を図る。

3 教材、学用品等の調達及び給付

被災した学校の学校別、学年別、教科別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、教科書供給所、教科書発行所等に連絡してその供給を求め、又は同一教科書使用の学校に古本の供与を依頼して調達し配分する。

第3 災害救助法による学用品の給与基準

1 実施責任者

市及び教育委員会が教材学用品の調達及び給付を行う。また、災害救助法が適用された場合の学用品の給付は、県又は県から委任を受けた市が行う。

2 対象者

災害によって住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある児童、生徒

3 配分基準

被害の実状に応じ、教科書及び学用品等を現物により支給する。

4 費用及び期間

災害救助法の定める費用は県が定める額とし、期間は教科書については災害発生の日から1カ月以内、文房具、通学用品については災害発生の日から15日以内に行う。

第4 学校給食の措置

1 給食の確保

- (1) 給食センターが被災した場合は、教育委員会は速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するよう努め、できる限り給食を継続する。
- (2) 復旧措置は、施設及び設備とし食品取扱等衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒が発生しないよう努める。
- (3) 災害時における応急配給は、文部科学省及び農林水産省総合食料局の定める「災害時における応急配給」により給食物資の確保と輸送に万全を期するものとする。
- (4) 教育委員会は、給食物資に関する所在場所及び在庫数量を常に把握し、給食物資の貯蔵保管については常に安全備蓄を考慮した保管を行うものとする。

2 炊出し等に協力する基準

緊急に給食センターを使用して炊出しを実施する場合、災害救助法を適用する分に

については法の定めるところによるが、法によらない分については教育委員会の承認を受けて実施する。

3 被害物資の処分

教育委員会は、被害を受けた給食物資についてその状況を把握し、県学校給食会に報告して、その物資の処分方法について指示を受けるものとする。

第5 保健厚生対策

1 罹災教職員、児童生徒の保健管理

災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒に対し、県の指示又は協力により感染症予防接種や健康診断等を実施する。

2 被災学校の清掃、消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症予防法」という。）に基づき県の指示又は協力により校舎等の清掃、消毒を行う。

第6 社会教育施設等応急対策

公民館及びその他の社会教育施設や体育施設は、災害時において避難所、災害対策現地本部などに利用されるので、施設の被害状況を直ちに調査するとともに、その応急修理又は補強を実施する。

第7 文化財保護対策

1 災害発生の届出

文化財について災害が発生した場合には、所有者（管理責任者）は速やかに文化財保護法（昭和25年法律第214号）、福井県文化財保護条例（昭和34年条例第39号）及びあわら市文化財保護条例（平成16年条例第135号）の規定に基づき県教育委員会及び市教育委員会に届け出なければならない。

2 文化財の保護復旧

教育委員会は、前項の届出を受けた場合は、直ちに係員を現地に派遣し、被害状況を把握し、その現状を維持するように努めるとともに、復旧対策を講ずる。

第20節 就学前教育・保育対策計画

【主な実施機関】 福祉班

第1 計画の方針

就学前教育・保育施設の被災及び職員の罹災により通常の就学前教育・保育業務ができない場合に対処する。

第2 就学前教育・保育施設の応急対策

就学前教育・保育施設が被災し、その施設の全部又は一部が就学前教育・保育の用途に供しなくなった場合は、復旧に至るまでの間、応急施設を建設し、又は他の公共施設を一時転用するなどして代替施設の確保を図るものとする。

第3 職員の確保対策

罹災保育職員の状況を把握し、職員に不足を生じた場合は次の方法によりその確保を図る。

- (1) 保育免許保有者又は経験者を臨時に採用する。
- (2) その他の職員については、市職員を臨時に充当させるものとする。

第4 市立以外の保育施設応急対策

災害時において市立以外の就学前教育・保育施設の応急対策については、その施設の管理者が行うものとするが、市は、応急対策の実施について可能な限り協力をするものとする。

第21節 輸送計画

【主な実施機関】 総括班 管理班 土木班

第1 計画の方針

災害時において、被災者の避難、災害応急対策要員、災害応急対策用の資材生活必需品及び援助物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施する。輸送については、地域内輸送拠点（トリムパークかなづ）を速やかに開設するとともに、県が設置する広域物資輸送拠点と連携し、各避難所までの輸送体制を確保するものとする。

第2 輸送計画の策定

市及び防災関係機関は、その所管する災害対策の実施に当たっては、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等により輸送を行うとともに、その所管する業務について、災害時における輸送に関する計画を策定しておかなければならない。

1 輸送力の確保

災害対策の実施にあたり必要とする車両等が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により輸送力を確保するものとする。

(1) 民間業者等への依頼

市域の自家用及び営業用車両等の所有者に対し、あらかじめ協力を依頼し、災害の程度に応じ出動要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動に当たって、市内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達あっせんの要請を行う。

(3) 自衛隊の要請

災害の状況により自衛隊による輸送を必要とするときは、県に対して自衛隊災害派遣を要請する。

2 輸送の方法

(1) 鉄道による輸送

災害により鉄道輸送のみ可能な場合は、鉄道輸送を行う。

(2) 自動車による輸送

災害により鉄道輸送が不可能な場合又は自動車による輸送が迅速、確実な場合には、自動車による陸路輸送を行う。

ア 市有のもの

総務調整部管理班は稼働可能数の掌握、配車を行う。

各部が自動車を必要とするときは、総務調整部管理班に配車要請を行う。

イ その他のもの

各部からの要請により、市有のものだけでは不足する場合、又は不足が予想される場合は、総務調整部管理班は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業車あるいは自家用車の確保を図るものとする。

(3) 航空機による輸送

航空機による輸送が迅速、確実な場合又は緊急を要する場合には空路輸送を行う。この場合県に対して県防災ヘリコプター又は自衛隊航空機（ヘリコプター）の災害派遣を要請するほか、民間航空機の借上げを行う。

(4) 人力による輸送

災害により機械力輸送が不可能な場合又は人力による輸送が適当な場合には人夫等による輸送を行う。

第3 災害救助法が適用された場合の輸送計画

1 輸送の実施責任者

災害救助法が適用された場合の応急的救助の実施は、県から委任を受けた市が行う。応急救助は緊急を要するため、輸送手段を考慮して輸送力の確保に努めるものとする。

2 輸送を伴う救助の範囲および期間

災害救助法による応急救助を実施するために必要な輸送としては、次に掲げるものが考えられる。

対 象	期 間
被災者の避難	2日以内
医療及び助産	14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
救済用物資等の運搬	輸送する物質により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間以内
遺体の捜索・処理	10日以内

ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

また、上記に掲げる場合以外であっても、十分な救助がなし難い場合は、事前に内

閣総理大臣の承認を得て、これを行うことができる。

3 輸送費

災害救助法の定める費用の額は、県の定めるところによる。

第22節 交通対策計画

【主な実施機関】 総括班 土木班 消防組合 警察署

第1 計画の方針

災害時における交通支障箇所の通報連絡体制を強化し、道路、橋梁の破損箇所の応急復旧、若しくは交通規制等を実施して交通の混乱を防止するとともに、交通の確保を図る。

第2 通報体制と応急対策

- (1) 道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等について災害時に危険と予想される箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には土木班により当該道路、橋梁の被害状況を調査する。
- (2) 道路管理者は、被害状況の調査結果、支障箇所を発見したときは、直ちにその道路名、橋梁名、支障箇所区域、迂回道路の有無、その他被害の状況等についてあわら警察署その他関係機関に通報する。
- (3) 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、架橋の設備等の応急工事、冠水したアンダーパス部等の排水作業等により、交通の確保を図る。なお、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報するものとする。
- (4) 応急対策の実施に相当な日数を要する場合は、被害箇所の復旧対策と同時に、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路（迂回道路）を開設し交通の確保を図る。
- (5) 一路線の交通が相当期間途絶する場合は、付近の道路網の状況により適当な代替道路（迂回道路）を選定し、交通の確保を図るとともに標識及び表示を行い交通機関に対する必要な指示を行う。
- (6) 道路施設の被害が広範囲にわたり代替道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶の状態になり、応急対策実施上重要かつ緊急を要する場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請し、交通の確保に努める。
- (7) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

第3 交通規制に関する措置

(1) 規制の実施及び緊急交通路の指定

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施するとともに、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。当該計画の中で、緊急交通路指定路線に選定している北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道の各道路を必要に応じ指定し、警察庁の調整のもと、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。

また、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要幹線道路を必要に応じ指定する。

(2) 規制区間における警察官、自衛隊、消防吏員の措置命令等

ア 警察官の措置命令等

警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

イ 自衛官、消防吏員の措置命令等

通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めたときは、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第3項の規定に基づき、車両その他の物件の移動等必要な措置命令を行うことができる。

また、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3第4項の規定に基づき、同様の措置を行うことができる。

なお、自衛官及び消防吏員がこの措置を行ったときは、直ちに、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第4 規制標識の設置

道路法による交通規制を行った場合には、速やかに通行の禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会へ通知するとともに、あわら警察署に連絡のうえ、規制標識を設

置する。ただし、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、通行を禁止、又は制限したことを明示し、関係職員をもって現場において指揮させるものとする。この場合に関係職員がやむを得ない事由により現場指導できないときは危険防止の最善の方策を施してこれに替えるものとする。

交通規制を行った場合に設置する規制標識は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号）第3条に定める標識とするが、緊急でやむを得ないときには可搬式標識をもってあてることができる。

第5 通行禁止及び制限の手続等

1 交通規制の区分

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。	歩行者車両等	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項
		災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。	緊急通行車両等以外の車両	災害対策基本法第76条
警察署長	同上	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。	歩行者車両等	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがあり、緊急の必要があると認めるとき。	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法第46条第1項

2 交通規制の手続等

(1) 道路管理者、公安委員会及びあわら警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合、又は災害時における交通の確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限等の交通規制を実施するほか、迂回路の設定や代替路線の指定等を行う。

- (2) 道路管理者又はあわら警察署長は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制内容等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難、又は不可能なときは、適宜の方法により、通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現場において指示に当たる。
- (3) 道路管理者及びあわら警察署長は、通行の禁止、制限の規制に係る「車両通行止め」「まわり道」「工事中」等の道路標識又は立看板等の設置方法等について相互に連絡、把握しておくものとする。
- (4) 車両の運転者は、道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を他の場所に移動しなければならない。なお、車両の運転者がいない場合等は、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路管理者が自ら車両を移動させる。

第6 緊急通行車両

(1) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両及び事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第32条の2第2号の規定に基づき、下記に掲げる車両とする。

○第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両

車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等
自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両(特殊ナンバー車両)
緊急通行車両	必要	—	指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両等
事前届出対象 の規制除外車 両	必要	可	民間事業者等による災害対策対応車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両

○第二局面（道路復旧が進み、ある程度の交通容量が確保）で通行可能な車両

車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
事前届出対象 外の規制除外 車両	必要	不可	規制除外車両の拡大 ※ タンクローリー(燃料輸送)・バス(被災者等輸送)・ 霊柩車・大型貨物自動車(生活用品輸送)

(2) 緊急通行車両等確認標章及び証明書の交付等

県公安委員会は、「緊急通行車両の確認等に関する規程」（令和5年福井県公安委員会規程第19号）に基づき、緊急通行車両及び規制除外車両に対し、災害対策基本法施行規則第6条の2の規定に基づく確認標章及び証明書を交付する。また、同規程に基づき、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

第23節 要員確保計画

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

災害時における災害応急対策活動を積極的に進めるため、防災関係機関及び関係団体により可能な要員を確保するための措置について定める。

第2 要員の確保

1 実施責任者

災害応急対策を実施するための要員の確保については市が行う。

市のみでは必要な労働者等の確保ができないときは、県に要員の確保を要請する。

2 要員確保の方法

要員の確保は、災害規模、程度によって必要な要員を次の方法により確保する。

- (1) 災害応急対策実施機関の常用労働者及び関係者等の労働者の動員
- (2) あわら市赤十字奉仕団、その他民間各種団体のボランティアの協力動員
- (3) ハローワーク三国（三国公共職業安定所）のあっせん供給による一般労働者の動員
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員
- (6) 上下水道事業体による応急復旧・給水活動などの技術者等の動員

また、市は、応急対策の実施において不足する一般労働者の確保状況を県に連絡し、県はこれを取りまとめ、当該労働者に係る労働条件を提示の上、速やかに福井労働局に対しあっせんを要請する。

第3 応援要請

1 相互応援

- (1) 応援要請は、市域に係る災害において応急措置を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第67条の規定に基づき、市は他の市町に対して行うものとする。
- (2) 相互応援協定の締結

ア 市は災害応急対策の速やかな実施を図るため、あらかじめ次の事項について、広域的又は近隣との相互応援協定を締結しておくものとする。

- ① 応援の範囲及び区域
- ② 応援の方法
- ③ 応援担当業務
- ④ 費用の負担

イ 本市において締結されている相互応援協定は、次のとおりである。

- ① 福井県市町災害時相互応援協定
- ② 越前・加賀みずといで湯の文化連邦相互応援協定
越前・加賀みずといで湯の文化連邦に加盟する市（石川県加賀市・福井県あわら市・坂井市の3市）がいずれかの市域において災害が発生した場合に相互に救援協定し、応急対策及び復旧活動を遂行するための協定
- ③ 石川県加賀市・小松市との近隣市防災協力体制協定
- ④ 高知県香美市との災害時相互応援協定
- ⑤ 新潟県妙高市との災害時相互応援協定
- ⑥ 長野県茅野市との災害時相互応援協定
- ⑦ 栃木県小山市並びに富士宮市、西宮市及び南砺市との災害時相互応援協定
- ⑧ 茨城県下妻市との災害時相互応援協定
- ⑨ 近畿地方整備局との災害時の応援に関する申し合わせ

2 県に対する応援要請

- (1) 市は、応急措置を実施するため必要があるときは災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対して応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。
- (2) 県は他の市町長に対して応援を求めるときは、次の事項を示して行うものとする。

- ア 応援を必要とする事項
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 必要人員
- エ 従事期間
- オ 要員輸送その他必要事項

- (3) 知事の指示による応援協力

市は、災害対策基本法第72条の規定に基づき、県から他の市町を応援すべき指示を受けた場合は、速やかに応援隊を編成し派遣するものとする。

第4 奉仕団等の編成及び活動

災害時においては、日本赤十字社福井県支部のほか、あわら市赤十字奉仕団、自治会等の各種団体並びに民間組織の協力を得て、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

1 日本赤十字社福井県支部の協力

- (1) 日本赤十字社福井県支部は、発生した災害について、災害救助法が適用された場合「災害救助法による救助又はその実施に関する委託協定書」に基づき、県の要請により市域に救護班及び現地医療班を出動させ、医療及び助産並びに遺体の処理等災害救助活動に協力するものとする。
- (2) 日本赤十字社福井県支部は、災害の状況により市から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

2 民間奉仕団体及び活動範囲

(1) 奉仕団の編成

ア 日赤奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、市域に日赤奉仕団を編成し、民間奉仕団体と連絡調整を図り労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

イ 自治会及び自主防災組織

- ① 局地災害の場合は、隣接自治会及び自主防災組織は積極的に協力するものとする。
- ② 市全域にわたる災害の場合は、市の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。
- ③ 自治会長及び自主防災組織の長は、市の要請に対して積極的に協力体制を組むものとする。

ウ 防災士会及びその他団体並びに有志者

防災士会及びその他各種団体並びに有志者においては、必要に応じ市の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

(2) 奉仕団の名称等

奉仕団には各団体別に名称を付し、団長及び班長等を置き奉仕協力活動の実態に即した編成をするものとする。

(3) 奉仕団の協力活動範囲

- ア 被災者の避難誘導（誘導責任者は自治会長又は自主防災組織の長）
- イ 被災者の救出及び保護
- ウ 被災者及び災害応急対策従事者に対する炊出し
- エ 清掃及び防疫
- オ 災害応急対策用物資、資材の輸送
- カ 食料、医療品等の整理、輸送
- キ 義援物資の整理、輸送

- ク 被災者の家財の監視
- ケ 救援隊、自衛隊に対する協力
- コ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- サ その他応急業務の協力

3 記 録

奉仕団体等を受け入れたときは、記録を整備しておかなければならない。

- (1) 奉仕団の名称
- (2) 奉仕した活動内容及び人員又は氏名
- (3) その他参考となる事項

第5 労働者の雇上げ

1 労働者の雇上げ

災害救助法が適用された場合において、災害応急対策の実施が災害対策本部職員、防災関係機関及び奉仕団の動員のみで労力的に不足し、又は特殊作業のため技術的な労力を必要とするときは、労働者を雇上げするものとする。

2 範囲と期間

災害救助法による災害応急対策を実施するために必要な労働者の雇上げとしては、次に掲げるものが考えられる。

範 囲	期 間（災害発生の日より）
被災者の避難	2日以内
医療及び助産の移送	14日以内
被災者の救出、救護	3日以内
飲料水の供給	7日以内
救援物資の整理、配分及び輸送	輸送する物資により異なり、それぞれ救助実施が、認められた期間内
遺体の搜索	10日以内
遺体の処理	10日以内

ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。また、上記に掲げる場合以外であっても、十分な災害応急対策がなし難い場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これを行うことができる。

賃金職員等雇上費は、ハローワーク三国（三国公共職業安定所）の業種別標準賃金の例による。

第6 従事命令、協力命令

災害応急対策実施のため要員が、奉仕団の動員及び労務者の雇上げ等の方法によってもなお不足し、他に確保の方法がないとき、若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発して応急対策を実施するものとする。

従事命令等の種類等と執行者等

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者	対 象 者
消防、水防、救助等の応急措置	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市 長	◎応急措置実施現場にいる者
	従事命令	災害対策基本法 第65条第2項	警 察 官	
災害応急対策警報、避難、消防、水防、救難、救助等（災害救助作業を除く）	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項、第71条第2項	知 事 市長（知事の委託による）	
	協力命令	災害対策基本法 第71条第1項、第71条第2項	知 事 市長（知事の委託による）	
災害応急対策（危険防止の措置）	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警 察 官	◎その場に居合せた者 ◎その事物の管理者 ◎その他関係者
消 防 作 業	従事命令	消防法第29条 第5項	消 防 吏 員 消 防 団 員	◎火災現場付近にいる者
水 防 作 業	従事命令	水防法 第24条	水防管理者 水 防 団 長 消防機関の長	◎区域内に居住する者 ◎水防現場にいる者

第24節 環境衛生対策計画

【主な実施機関】 環境班 医療救護班 産業班 下水道班 給食班

第1 計画の方針

災害時における被災地の清掃及び防疫活動を迅速かつ的確に行うことにより衛生的環境を確保し、感染症の発生を防止するための方策について定める。

第2 清掃計画

被災地におけるごみの収集及びし尿のくみ取り処分等の清掃業務を適切に行うとともに、災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）への対応を適切に実施し、環境衛生に万全を期するための計画である。

1 実施責任者

被災地における清掃業務の実施は本部長が行うものとする。ただし、本市単独で実施できないときは、県もしくは他の市町から応援を得て実施するものとする。

2 応急清掃の基準

被災地における応急清掃は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

3 ごみ及びし尿の処理施設の選定基準

既設の処理施設が被災した場合における応急処理施設の選定は、ごみ及びし尿を衛生的に処理するため、次により行うものとする。

- (1) ごみ及びし尿を適切に処理できる場所であること。
- (2) 処理施設の数 は 地理的条件を考慮し、あらゆる災害を予想して適当数を選定すること。
- (3) 処理施設は人家から相当の距離を有し、ごみ及びし尿の処理により衛生上影響のない場所であること。
- (4) ごみ及びし尿処理施設の消毒は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）（以下「感染症予防法施行規則」という。）に定める消毒法により行うものとする。

4 応急清掃の実施要領

(1) ごみ収集処理方法

ア 収集運搬

被災地におけるごみの排出状況に応じ、清掃車を集中的に配置し、災害により排出されたごみを能率的かつ衛生的に収集し、処理施設へ運搬する。ただし、排出量が市の収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、県に対して応援を要請し、トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬するものとする。

イ 処理処分

災害の規模によって排出されるごみの質量は異なるが、水害によって排出されるごみの場合は、水分の多い難燃性のごみが大部分を占めるので、収集したごみは直接福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターで焼却処分、又は埋立て処分にて処理する。また、地震等による災害の場合は、可燃性の大型ごみが大量に排出されるので、焼却（破碎）と埋立てにより処分する。なお、被災が広域にわたり、しかも環境保安上緊急を要する場合は、処理施設選定基準により選定し、確保した処理施設において焼却又は埋立て処分する。

(2) し尿の収集処理方法

ア 収集運搬

被災の状況に応じ、し尿取扱業者の清掃車（バキュームカー）を要請し、能率的かつ衛生的に収集し処理場へ運搬する。ただし、くみ取り料金は、その状況により市が定める。

イ 処 理

被災地から収集したし尿は、坂井地区広域連合の処理施設において処理するものとするが、一時に大量のし尿が搬入され、処理施設の処理能力を超える場合又は当該処理施設が被災し処理できない場合には、県と協議し他市町の処理施設に搬入して処理するものとする。なお、被災が広域にわたり、しかも緊急を要する場合で他市町の処理施設を利用して処理することができないときは、処理施設選定基準により選定し、確保した処理施設において衛生的に埋没処理するものとする。

ウ 仮設トイレ等の設置

災害により下水道の使用が不能となった場合は、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。設置基準は、次のとおりとする。

- ① 市有施設（市役所、学校、避難所等）で必要度の高い施設に設置する。
- ② 住民の利用に便利と判断される場所（駅等）に設置する。

5 災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。

また、市は災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

また、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、令和5年3月に策定した「あわら市災害廃棄物処理計画」を必要に応じ見直しを行い、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理に努める。

災害時応援協定事業者及び社会福祉協議会、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、ボランティア、NPO等の支援を得て、災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、より効率的に災害廃棄物の処理が行えるよう、地域住民や自主防災組織及びNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、協定を締結している各協会と連携し損壊家屋の解体を実施するが、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

6 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか次の方法で処理するものとする。

- (1) 坂井健康福祉センター（保健所）の指導のもとに適当な場所に集めて消毒を施し埋却処理する。
- (2) 感染症によるものについては、県家畜保健衛生所の指導のもとに消毒し埋却又は焼却の方法で処理する。
- (3) 犬、猫、家禽類についても上記の方法による。

第3 防疫計画

災害時における生活環境の悪化により被災地に発生する感染性疾病的の予防を迅速かつ強力に実施し、公衆衛生に万全を図る。

1 実施責任者

- (1) 災害時における応急防疫は、市が行うものとする。
- (2) 市は、市域内の被害が甚大でその機能を十分発揮できないと認める場合は、県に
応援及び指導を要請するものとする。

2 防疫業務の実施方法

- (1) 消毒場所
 - ア 宅地及び家屋の内外（台所、便所、寝室等を含む。）・床下
 - イ 畳、敷物、寝具衣類等
 - ウ 汚水停留場所又は湿潤著しき場所等
 - エ その他状況により藪、草むら等
- (2) 消毒方法
 - ア 薬品消毒
 - イ 煮沸消毒
 - ウ 蒸気消毒
 - エ 焼却
- (3) 昆虫等の駆除方法
 - ア 発生源を除去し、発生源となる施設を改善する。
 - イ 薬品等により成虫、幼虫及びさなぎを駆除する。
 - ウ 昆虫等の出入りを防止する設備を設ける。
- (4) ねずみ族の駆除方法
 - ア 殺鼠剤又は捕鼠器により鼠を駆除する。
 - イ 棲息場所を駆除し、営巣材料を適切に処理する。
 - ウ 食物の残廃物等を適切に管理する。
 - エ ねずみ族の出入りを防止する設備を設ける。

3 防疫活動の実施要領

- (1) 情報の収集及び体制

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、関係機関と連絡を緊密にし、防疫の実施計画を作成し、これに必要な器具、資材、薬剤及び人員を確保して防疫体制を整える。
- (2) 市における対策等

県が感染症予防上必要と認め、感染症予防法に基づく命令、指示及び指導を発したとき、市は災害の規模等に応じ、その範囲及び期間を定めて次の方法により速やかに行う。

- ア 感染症予防法施行規則第14条及び第16条の規定による疑汚染箇所及び物件の消毒の実施
- イ 感染症予防法施行規則第15条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除
- ウ 感染症予防法第31条の規定による家庭用水の供給
- エ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条及び第9条の規定による臨時予防接種の実施

(3) 防疫活動に必要な人員資材等の確保

ア 人 員

本部長は清潔方法及び消毒方法を施行するため必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇上げるものとする。

イ 器 材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関又は民間取扱業者等より借入れを図るものとする。

ウ 車 両

市有車両を使用するが必要に応じて民間車両を借り上げるものとする。

エ 薬 剤

市が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は消毒薬剤取扱業者より購入するほか県薬務主管課にあっせんを要請するものとする。

(4) 地区住民の活動

自己の管理する家屋と敷地等の消毒については、後記4の実施基準に基づき自治会を通じて配布された薬剤で行うものとする。

(5) 感染症患者発生時の処理

ア 感染症予防法に基づき、感染症患者のある家、その他感染症の病原体に汚染し若しくは汚染の疑いのある家においては消毒を実施する。また、感染症予防上必要と認めたときは、県は感染症患者を感染症指定医療機関に入院勧告若しくは入院させることができる。

イ その他感染症予防法及び予防接種法に基づき処理するものとする。

4 防疫業務の実施基準

浸水家屋等の消毒は、次の基準による。ただし、薬品についてはその効用により他の薬品に変更することもある。

なお、これらの薬剤の配布については、自治会を通じて行うものとする。

浸水 程度	薬 品			
	クレゾール (家庭配布用室内)	生 石 灰 (家庭配布用便所等)	オルソ乳剤 (自治会配布用)	スミチオン油剤 (自治会配布用)
床 上	1戸当たり 200cc	1戸当たり 6 kg	1戸当たり 100cc	1戸当たり 500cc
床 下	1戸当たり 100cc	1戸当たり 6 kg	1戸当たり 100cc	1戸当たり 500cc

5 防疫実施体制

災害の規模により防疫活動実施体制は異なるが、災害が激甚で広範囲に及ぶ場合は、1班3名の人員をもって編成し、公共的場所の消毒及び自治会に対する薬剤配布を行うものとする。

6 防疫記録

防疫活動を実施した場合は、次の事項を記録しておくものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 防疫活動状況
- (3) 防疫経費所要額
- (4) 防疫措置の指示命令に関する事項
- (5) 防疫作業日誌

作業の種類、作業量、従事者、実施地域、期間、その他参考事項

7 代執行

市の被害が激甚なため、又はその機能が著しく阻害されたため、市が県の指示命令により行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認めたときは、県は、市に替わり代執行を行うことができる。

8 家畜の防疫

被災地の畜舎等施設の被害、家畜の状況及び防疫については、県の指導及び指示に基づいて行うものであるが、この場合市は調査、報告事項については県家畜保健衛生所と緊密な連絡をとり、被害の軽減に努めるものとする。

第4 食品衛生対策計画

市は、県と協力して被災地における食品関係営業者及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設等）の実態を把握し、被災者の食事について、適切な栄養・食生活指導

を行い、かつ安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施し、食品の衛生状態の保持に努める。また、県が行う食品衛生対策に協力するとともに、県と連携して食中毒発生防止のための措置を講ずる。

(1) 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

県は食品衛生に関する指導を行う。

- ア 臨時給食施設の衛生監視指導
- イ 食品衛生関係業者に対する監視指導
- ウ 水道の水質簡易検査

(2) 避難所等における食品衛生の確保

坂井健康福祉センター（保健所）は、食中毒防止に関するパンフレット等を活用して、次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所の運営責任者等を通じて啓発を行う。また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市と協力して原因を究明する。

- ア 救援食品の衛生的取扱い
- イ 食品の保有方法、消費期限等の遵守
- ウ 配布された弁当の適切な保管と早期喫食
- エ 手洗い、消毒の励行
- オ 食器、器具の消毒

(3) 食中毒発生防止の措置

市は、避難所への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

- ア 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。
- イ 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整
- ウ 避難者等に対し、早期喫食を指導

(4) 避難所における適切な栄養管理

市は、坂井健康福祉センター（保健所）及び災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）並びに日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）などと連携し、避難所等における適切な食事の提供及び栄養管理に関して必要な助言及びその他の支援を行う。

- ア 食料調達に関する業務を担当している部局と連携して、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。
- イ 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

(5) 給食施設に対する支援

坂井健康福祉センター（保健所）は、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

第5 下水道施設の災害応急対策

下水道管理者は、災害の発生時において、下水道等施設の構造等を勘案して、速やかに、下水道等施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプまたは仮設消毒池の設置その他の下水道等施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第25節 海難及び流木対策計画

【主な実施機関】 総括班 海上保安署 警察署

第1 計画の方針

海上並びに沿岸の海難事故を未然に防止し、船舶航行の安全を確保するとともに環境の保全を期する。

第2 海難対策

海上において、タンカー等の事故により火災の発生又は積載油の流出等の事態が発生し、沿岸住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼすおそれがある場合は、人命救助、船舶の救助、消火活動、油拡散防止を実施しなければならない。

1 福井海上保安署の措置

- (1) 人命、船舶の救助
- (2) 初期消火及び延焼防止
- (3) 災害情報の収集、伝達及び関係機関への協力要請
- (4) 遭難船に対する災害局限措置指導及び防除措置命令
- (5) 必要器材の確保、輸送及びオイルフェンスの展張、油処理剤の散布
- (6) 船舶交通の安全確保
- (7) 吸引船による油抜き取り指導、流出油回収指導
- (8) 遭難船の移動手配、指導
- (9) その他の応急措置の実施

2 あわら警察署の措置

- (1) 流出油の漂着等の被害のおそれのある沿岸のパトロール
- (2) 引火物の投棄等危険行為の取締り
- (3) 民心安定のための広報活動

3 市の措置

- (1) 水難救護法（明治32年法律第95号）による人命、船舶の救助
- (2) 救助舟艇の調達、初期消火及び延焼防止
- (3) 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
- (4) 沿岸住民に対する避難指示及び指導

- (5) 流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれのある地先海面への巡回監視
- (6) 消防資材・機材（消防艇、消火剤、油処理剤、オイルフェンス等）の整備
- (7) 漂流物及び沈没品の保管

第3 流木対策

台風、突風、津波、高波等のため、木材運搬船から大規模な木材の流出事故が発生したときは、沿岸住民、航行船舶、漁場活動等の被害防止の実施並びに海上交通安全の確保を図らなければならない。

1 実施責任者

船舶積載木材にあつては、船主又は代理店及び当該木材の所有者等が共同して実施する。

2 福井海上保安署の措置

- (1) 巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒及び船舶交通の整理
- (2) 状況により航行情報、沿岸域情報提供システム等をもって行う船舶に対する周知
- (3) 当該木材所有者、保管責任者、流出船舶の所有者、運行者及び船長等原因者に対する早期収集指導
- (4) 必要に応じ船舶交通の制限又は禁止

3 あわら警察署の措置

- (1) 沿岸の警戒
福井海上保安署と連携のうえ、流木の接岸又は漂着のおそれのある沿岸のパトロール及び情報伝達と警戒に当たる。
- (2) 広報活動
民心安定のための広報活動に当たる。

4 市の措置

- (1) 水難救護法による人命、船舶の救助
- (2) 救助舟艇の調達
- (3) 漂流物等の保管

救助舟艇調達先

組 合 名	組 合 員 数	保 有 艇 数
北潟漁業協同組合	117名	17艇

(R5. 12. 31現在)

第26節 自衛隊災害派遣要請計画

【主な実施機関】 総括班

第1 計画の方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、知事に対して自衛隊の派遣を要請し、受け入れ体制に万全を期す。

第2 災害派遣要請の基準

天災地変その他の災害において、人命又は財産を保護するための災害応急対策の実施が市の組織等を動員しても、なおかつ不可能又は困難であると認められる場合、若しくは、災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がない場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

第3 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

実施区分	作業内容	備考
1 被害状況の把握	被害状況（現地）偵察	車両、航空機により実施
2 避難の援助	避難者の誘導、輸送	
3 避難者の捜索救助	捜索、救助	通常他の救助作業に優先し実施
4 水防活動の支援	土のうの作成、運搬、積込等	
5 道路又は水路の啓開	啓開、除去等	
6 応急医療、救護及び防疫	被災者の応急診察、防疫、病虫害防除の支援	薬剤等は、通常地方公共団体で準備
7 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師、救援物資の緊急輸送	航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限定
8 消防活動の支援（空中消火を含む）	消防機関の消火活動の協力	利用可能な消防車、防火用具等を使用
9 危険物の保安及び除去	火薬類、爆発物等の危険物の保安措置、除去	方面総監が必要と認めたとき、かつ能力上可能なものについて実施
10 給食及び給水	炊事、給水	
11 入浴支援	避難所等における入浴施設（仮設）の設置	

実施区分	作業内容	備考
12 救援物資の無償貸与又は譲与	生活必需品等を無償貸与又は救じゅつ品を譲与	防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令による
13 その他	自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置をとる	

第4 災害派遣要請の手続

市は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を県（防災主管課）に提出する。ただし、特に緊急やむを得ない場合、その他交通機関の途絶等やむを得ない理由により文書にて連絡がつかないときは、電信又は電話をもって行い、事後速やかに文書を提出するものとする。この場合、口頭で要請する場合の連絡事項は次のとおりである。

なお、この場合において、市は、必要に応じて、その旨及び市の災害状況を自衛隊に通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第5 市の緊急要請

市は、災害状況から事態が切迫し、県との連絡がとれない場合など県に要請するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、県に対して速やかに所定の手続きをとる。

第6 自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、県等からの要請を待ついと

まがないと認められること。

- (5) 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、県の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、県が派遣要請をした場合は、その時点から県の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第7 派遣部隊の受入体制

1 関係機関の相互協力

市は、派遣部隊の移動、現地進入及び災害応急措置に係る補償問題等の発生並びに必要な現地資材の使用等に関して、県、あわら警察署、消防組合等と緊密に連絡し協力し合うこととする。

2 作業計画及び資材等の準備

市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、他の災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないよう効率的な計画を確立するとともに、作業実施に必要な資材を準備し、かつ諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るよう配慮するものとする。

3 他の災害救助復旧機関との情報の交換・共有

自衛隊は、部隊を派遣する場合、連絡を密にする必要があると認められるときは、市の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や消防、警察等と情報の交換・共有を図るとともに、部隊の派遣等に関し連絡調整を行う。

4 派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定したときは、次のとおり速やかに受入れの体制を整備する。

- (1) 自衛隊連絡員室を市役所内に設置し、机、椅子（数人分）を配備する。
- (2) 宿舎は、市の公共施設等をあてる。
- (3) 災害の状況によっては野営も考えられるため、野営場所を確保する。
- (4) 食料等の供給の必要がある場合は第2章第11節「米穀等食料供給計画」、同章第12節「衣料、生活必需品その他物資供給計画」等により調達の手配をする。
- (5) ヘリポートの設置については、被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊及び県と協議して定める。設置条件としては、平坦（こう配5%以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がない場所が適当である。

第8 派遣部隊の撤収

市は、応急対策、復旧対策等の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するとき、派遣部隊の長と協議の上、県あてに要請する。

第9 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として市で負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- (1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料
- (3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

第27節 警備計画

【主な実施機関】 警察署 海上保安署

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合には社会生活に多くの混乱が予想されるため、あわら警察署は、福井県警察大規模災害警備計画等に基づき、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもと災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防を図るため災害警備活動を実施する。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第2 災害時における警察の任務

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命、身体及び財産を保護し並びに公共の安全と秩序を維持することを任務とする。

第3 災害警備対策

あわら警察署長は、管内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、県警察本部に災害警備本部又は災害警備対策室が設置された場合には、あわら警察署災害警備本部を、警察本部に災害警備連絡室または災害警備準備室が設置された場合には、署情に応じてあわら警察署災害警備連絡室または災害警備準備室を設置し、以下に示す災害警備活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集
- (2) 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達
- (3) 避難誘導
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保等の交通規制
- (5) 救出救助
- (6) 緊急輸送の支援
- (7) 行方不明者の搜索
- (8) 検視及び身元確認
- (9) 犯罪の予防及び社会秩序の維持
- (10) 広報活動

第28節 消防応急対策計画

【主な実施機関】 総括班 消防組合 消防団

第1 計画の方針

災害時における消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防活動体制、消防相互応援体制等の充実を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域住民の協力により、出火、延焼の未然防止を図る。

第2 消防の任務

消防は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

第3 出火防止及び初期消火

災害時における出火、延焼を未然に防止するため、災害対策本部及び防災関係機関は、住民及び自主防災組織に対し火気の遮断及び初期消火活動の実施を呼びかける。

(1) 火気の遮断

災害が発生した場合、使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉鎖する。さらに、避難時等においては必要に応じて電気のブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

災害時に火災が発生した場合、消火器、消火バケツ等により消火活動を実施する。

第4 自主防災組織による消防活動

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

第5 火災防御計画

災害時における火災防御活動については、嶺北消防組合警防規程の定めによる。

(1) 活動内容

ア 情報の収集、整理及び報告

消防活動を円滑に実施するうえで重要な消火栓、防火水槽等消防施設の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集計画をあらかじめ定める。

イ 避難場所、避難路の確保

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の活動を実施する。

ウ 救援・救助

火災現場では救命活動を優先して実施し、本部及び他の防災関係機関と連絡を密にしている確で効率的な活動を実施する。

エ 延焼拡大の防止

道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。

(2) 火災消防活動優先の原則

大規模な火災の発生などにより多数の消防隊を必要とする場合や、防災上重要な建築物周辺と他の住宅地から同時に出火した場合は、防災上重要な建築物の防護に必要な消防活動を優先する。

第6 広域消防相互応援協力体制

(1) 広域応援の要請手続き

消防組合は、災害が拡大し、保有消防力のみで対処できない場合は、災害の規模に応じて以下の応援要請を行う。

ア 「福井県広域消防相互応援協定」に基づく県内消防組合への応援要請

イ ヘリコプターの要請

大規模災害等で、ヘリコプターを使用することが極めて有効であると考えられる場合は、県に対してヘリコプターの出動要請を行う。

ウ 緊急消防援助隊の出動要請

他の都道府県消防機関の応援が必要と認めたときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明示して、県を通じて、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

- ・ 災害発生日時
- ・ 災害発生場所
- ・ 災害の種別及び状況

- ・ 人的及び物的被害の状況
- ・ 応援活動を開始する日時
- ・ 必要応援部隊
- ・ 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- ・ 指揮体制及び無線統制体制
- ・ その他必要な事項

また、他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け、応援消防機関の誘導方法に留意し、受入れ体制を整えておく。

エ 広域航空消防応援の要請

大規模特殊災害が発生した場合、消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する。なお、応援要請の手続きは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。

(2) 広域応援の受入れ体制

近隣市町や緊急消防援助隊等の応援の円滑な受入れを図るため、嶺北消防組合は万全の体制を整備する。

ア 「嶺北消防組合緊急消防援助隊受援計画」に基づく受援体制の確立

イ 応援消防隊への地理情報の提供（消火栓、利用可能な自然水利等を記載した地図の提供）

ウ 消防活動の指揮本部の確立

エ 応援消防隊の部隊数、器材数、指揮者等の確認

オ 応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配

カ 応援消防隊に対する給食等の手配

第7 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防機関は、必要に応じて、国（総務省消防庁）等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

第29節 電気通信設備災害対策計画

【主な実施機関】 西日本電信電話(株)福井支店 (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株)(地域総務部(北陸)) 楽天モバイル(株)

第1 計画の方針

災害のため電気通信設備に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において通信を確保するため、電気通信関係機関は、災害対策実施要領に基づき、災害予防措置及び応急復旧措置を実施して防災に協力するものとする。

第2 災害対策機関

西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

第4 災害応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講ずる。

- (1) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
- (2) 災害用伝言ダイヤル等の提供
- (3) 非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路及び回線の作成
- (4) 応急ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成
- (5) 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
- (6) 特設公衆電話の設置
- (7) 携帯電話の貸出し

第5 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況及び復旧状況等重要な情報の県及び関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。

第30節 電力施設災害対策計画

【主な実施機関】 北陸電力（株）

第1 計画の方針

北陸電力（株）は、被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、事故の拡大を防止し、電力の供給を維持するものとする。

第2 活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部において災害対策業務を遂行するものとする。

(2) 情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は通信の確保を図り、被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行うものとする。

(3) 応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示するものとする。被害が多大で当該電力供給機関のみでは早期復旧が困難な場合は本部を通じて、他の電気供給機関等に応援を要請し、要員を確保するものとする。

第3 応急対策

1 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

2 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。

第4 応援協力

北陸電力（株）は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。

応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

第5 災害時における広報活動

1 住民に対する広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電のめど、公衆感電事故防止及び復旧後の通電時の火災発生防止についてのPRを主体とした広報活動を、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行うものとする。

2 地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、市、警察、消防機関等とも密接な連絡を取り行い、手段は防災無線を活用するものとする。

第6 代替施設設備の活用

避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図るものとする。

第31節 水防計画

【主な実施機関】 総括班 土木班 消防組合 消防団

第1 計画の方針

洪水又は高潮による水害を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減するための計画である。なお、具体的実施計画は水防法第33条に基づく「あわら市水防計画」による。

第2 水防の責任

市は、水防法第4条の規定による指定管理団体として、水防計画を定めるほか、市域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

1 市の責任

- (1) 河川の巡視
- (2) 水位の通報
- (3) 消防機関の出動又は出動の準備要請
- (4) 警察署長に対する警察官の出動要請
- (5) 他の水防管理者等に対する応援要請
- (6) 堤防その他の施設が決壊したときの関係者に対する通報
- (7) 堤防等の決壊によるはん濫、被害の拡大防止
- (8) 水防に要する費用の負担
- (9) 避難の指示
- (10) 水防訓練の実施
- (11) 水防従事者に対する災害補償
- (12) 県に対する被害状況の報告
- (13) その他水防に関する応急措置

2 住民及び自治会の責任

- (1) 水害が発生する異常現象発見者の市又は警察署に対する通報義務
- (2) 緊急時における市の命令による水防従事
- (3) 自発的な防災組織の充実及び応急活動の協力
- (4) 要配慮者の安全地域への優先避難

3 水防区域

本市の水防区域及び特に水害のおそれがあると認められる区域等については、次のとおりとする。

河 川 名	岸 別	水 防 区 域		延長 (m)
竹 田 川	左 岸	古屋石塚 から	角 屋 まで	13,770
	右 岸	南疋田 から	布 目 まで	11,920
清 滝 川	左 岸	清 滝 から	櫨 まで	1,100
	右 岸	清 滝 から	櫨 まで	1,100
権 世 川	左 岸	権世市野々 から	次郎丸 まで	4,400
	右 岸	権世市野々 から	東田中 まで	4,400
熊 坂 川	左 岸	笹 岡 から	御簾尾 まで	3,400
	右 岸	笹 岡 から	矢 地 まで	3,400
観 音 川	左 岸	牛ノ谷 から	細呂木 まで	4,700
	右 岸	牛ノ谷 から	細呂木 まで	4,700
宮 谷 川	左 岸	高 塚 から	春宮一丁目 まで	900
	右 岸	高 塚 から	春宮一丁目 まで	900
下金屋川	左岸	下金屋 から	熊坂川への合流点	1,000
	右岸	下金屋 から	熊坂川への合流点	1,000
大聖寺川	左岸	加賀市山中温泉真砂町巳 11 の 3 番地 から	海まで	市域外流下
	右岸	加賀市山中温泉真砂町亥 46 の 2 番地 から	海まで	
北 潟 湖	湖 岸	全 域		13,900
波 松 海 岸	海 岸	浜坂、北潟、波松、城、城新田		6,800
九頭竜川幹川 (国土交通大臣)	左岸	吉田郡永平寺町谷口 1 字総社山 218 番地先		市域外流下
	右岸	吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿 35 字逆水沖 5 番 1 地先		
兵庫川	左岸	坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで		
	右岸			

第3 情報の収集と伝達

1 気象予報及び水防警報等に対する措置

水防本部は、水防活動に関する気象、高潮、洪水の注意報又は警報並びに知事からの水防警報を受けたときは、直ちにあわら市水防計画に定めた系統図により関係者に周知させる。

第4 水防活動

1 水防本部員の態勢

気象状況により水防活動が必要とされる場合又は区域内の河川が水防団待機水位（通報水位）に達し出動の必要が予測される場合並びにはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、「あわら市水防計画」の「第10章水防体制と出動」に基づく配備基準により水防態勢に入る。

- (1) 市は、常に気象状況の変化、河川上流部の降雨量の状況に注意し、水防指令の発令が予測されるときには、直ちに出勤できる態勢でなければならない。
- (2) 準備指令発令後は、できる限り不急の外出をさけ、待機しなければならない。
- (3) 勤務時間外又は休日等における本部員、係員の招集及び出勤については、あらかじめ編成された各係班の連絡体制により迅速かつ的確に行うこと。
- (4) 水害の状況により、これらの配備態勢では対応できないと判断したときは、市は、直ちにあわら市災害対策本部を設置するものとする。

第32節 土砂災害応急対策計画

【主な実施機関】 土木班 総括班 消防組合 消防団

第1 計画の方針

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産を瞬時に失われるおそれがあるので、防災関係機関は、危険の切迫する前に十分な対策を実施する。

土石流、急傾斜地、地すべり等危険区域内において、必要があるとき又は災害発生のおそれがあるとき、さらに災害が発生したとき、市は、必要な体制を確立し、危険区域の警戒、防御、応急対策に当たるものとする。

第2 情報の収集及び伝達

大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報、危険区域の状況等災害応急対策に必要な情報の収集、伝達及び報告は、第2章第4節「防災気象計画」及び第5節「情報及び被害状況報告計画」により迅速かつ確実に実施するものとする。

第3 土砂災害警戒情報の発表

県は、土砂災害発生のおそれが著しく高まったときに土砂災害警戒情報を福井地方気象台と連携して作成、共同発表し、市に伝達するとともに、一般に周知するために必要な措置を講じる。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

なお、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でなくなった場合には、土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準（震度5強は8割、震度6弱以上は7割）を設けて運用する。

第4 本部設置直前からの非常配備体制

第2章第1節第2「風水害時等の体制」により実施する。

第5 避難活動

(1) 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため必要があると認める時は、速やかに当該危険地域等の住民に対して避難のための立ち退きを指示する。その避難指示等の命

令、伝達系統等については、第2章第8節「避難計画」による。

(2) 指定避難所は、危険地域ごとに安全な場所を選定し、開設するものとする。

(3) 指定避難所を開設したときは、直ちに、次の事項を県に報告する。

ア 災害発生場所、危険地域名

イ 指定避難所開設の日時及び場所

ウ 避難状況と避難人員

エ 開設期間の見込

(4) 土石流、地すべり、急傾斜地等危険区域内の指定避難所は、指定された場所とする。

第6 緊急対策

(1) 市は、土石流、地すべり、急傾斜地等の崩壊、家屋の倒壊等非常事態の発生、又は発生のおそれがあると認められるときは、その現場に最も近距離でかつ安全な場所に「現地対策本部」を設置し、総合的災害応急対策を推進するものとする。

(2) 災害に伴う救出、援護については、第2章第9節「救出計画」により市の機関及びあわら警察署等、防災関係機関の協力を得て実施するものとする。

(3) 土石流、地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の崩壊が発生したときは、防災関係機関と協議して速やかに応急対策工事を実施するものとする。

第33節 暴風・竜巻等災害応急対策計画

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

暴風・竜巻等による被害を最小にとどめるため、市は、防災関係機関と連携し、災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施する。

第2 災害情報の収集・伝達

市は、県及び関係機関と連携し、災害情報の収集に努めるものとする。

また、強風注意報・暴風警報・竜巻注意情報等の収集及び住民への伝達周知に万全を期す。

第3 住民の安全確保

住民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

第4 災害応急対策の実施

市は、県及び関係機関と連携し、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やガレキ撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

第34節 雪害対策計画

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

積雪時における道路等の交通を確保し、有効適切な除雪作業を実施するため必要な事項を定める。

第2 基本方針

降雪期には、除雪対策本部を設置して、「あわら市除雪対策基本計画」、「あわら市雪害対策（警戒体制）マニュアル」に基づき除雪を実施する。

積雪量が100cmに達したときは、災害対策本部を設置して対応するものとする。多数の生命及び人家に被害を及ぼし、危険状態（倒壊又は出入口の閉鎖）となったときは、災害救助法の適用を受け、人命の救出を行う。なお、具体的処置は第2章第9節「救出計画」及び第2章第18節「障害物の除去計画」によるものとする。

第3 除雪体制

(1) 除雪対策本部の設置

除雪対策本部は、建設課に設置する。ただし、あわら市災害対策本部が設置された場合には、除雪対策本部はあわら市災害対策本部に承継される。

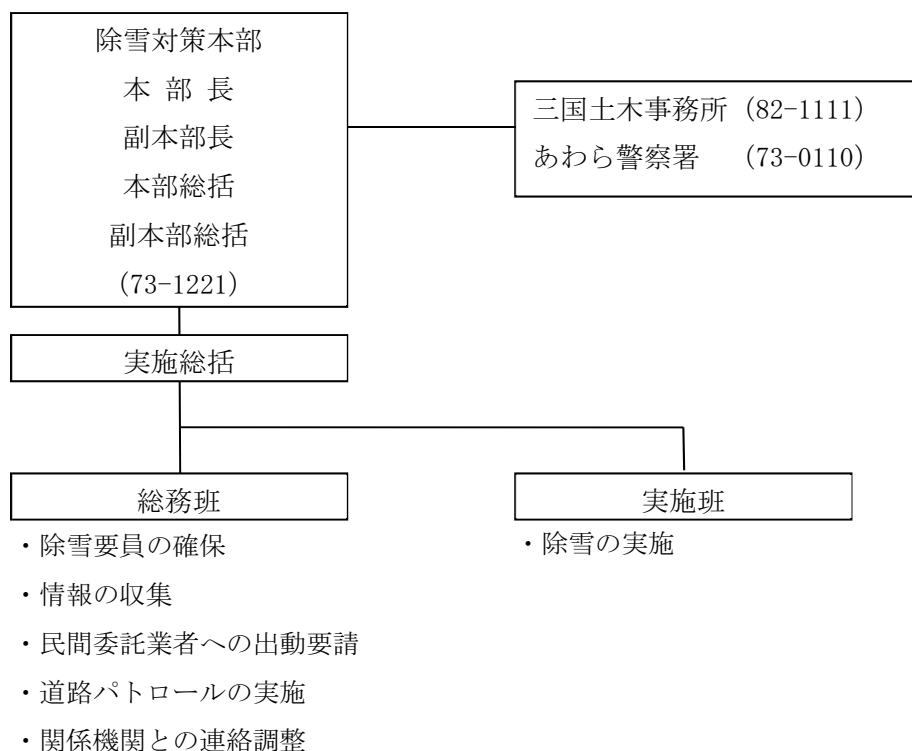
(2) 除雪対策本部設置期間

12月1日から翌年の3月末日まで

(3) 除雪対策本部の組織

本部長 市長
 副本部長 副市長
 本部総括 土木部長
 副本部総括 土木部理事
 実施総括 建設課長

除雪対策本部機構図



(4) 除雪作業区分及び出動基準については、「あわら市除雪対策基本計画」による。

第4 道路除雪対策

- (1) 道路の除雪を能率的かつ的確に実施するため、毎年降雪期前に三国土木事務所、隣接市町、交通機関、民間委託業者、その他関係機関と除雪区間、除雪作業基準等について協議を行うものとする。
- (2) 機械除雪による道路の除雪は、市有除雪機械及び民間による車道部の除雪を原則とするが、降雪の状況により民間委託による除雪を行うほか、住民の協力を要請する。
- (3) 市道の除雪に関する作業要領は、毎年度関係機関と協議して定める「あわら市除

雪対策基本計画」によるもののほか、本計画によるものとする。

ア 市道の除雪に当たっては、県の除雪計画を考慮し、隣接市町と協議しながら計画し、実施するものとする。また、除雪要員の確保を図るとともに的確な情報を収集し、あわら警察署の協力を得て、住民に対する広報を行うものとする。

イ 除雪予定路線及びその順位は、毎年定める「あわら市除雪対策基本計画」による。ただし、特に緊急除雪の必要があると認めるときは、市の指示により路線を増減し、又は順位を変更することがある。

ウ 幅員狭小の市道、歩道及びその他の道路除雪については、各自治会、商店街及び地係関係者に協力を依頼して早期除雪を行うものとする。

エ 除雪の支障となる路上駐車を排除するため、降雪期前にあわら警察署と協議し、除雪予定路線の駐車禁止の措置等を関係機関に要請するものとする。

第5 堆雪排除対策

1 排雪対策

- (1) 屋根雪下ろしで生じた堆雪は、自治会を通じて早期排雪に努めるよう住民及び自治会に協力を求める。
- (2) 異常降雪により除雪が不可能となった市道については、排雪を行うものとする。
- (3) 雪捨て場は、特に必要があるときは市が指定する。
- (4) 下水道マンホールへの排雪投棄は禁止する。
- (5) 市街地排水路への投棄は原則として禁止するが、やむを得ず投棄する場合は必ず流水部に流し、水の流れを阻害しないことを確認する。

2 融雪対策

- (1) 冬期間であっても異常な気象変化により、気温の上昇や降雨によって融雪水による被害が発生するおそれがあるので、気象状況に注意し、河川、用排水路の増水に伴う家屋等の浸水被害を防止するものとする。
- (2) 市は、関係機関と協議、連絡し雪捨て場の堆雪処理を促進するとともに、河川及び用排水路の堆雪状況を把握し、その通水に努めるものとする。
- (3) 融雪水により河川が増水し、水防上危険な状態に至ったときは、第2章第31節「水防計画」により水害を警戒し、防御に当たるものとする。

第6 防災対策

1 消防対策

- (1) 消火栓及び防火水槽等消防水利は、常に確保されるよう自治会長に対し、当該箇所の除排雪の実施について協力を求める。

- (2) 特に重要な消防水利箇所については、消防組合及び地域消防団をもって除排雪するものとする。
- (3) 消防水利の位置は、標識又は標旗をもって常に所在を明らかにするものとする。
- (4) その他消防活動は、第2章第28節「消防応急対策計画」による。

2 建物保全対策

- (1) 積雪量及び密度を考慮し、早めに屋根の雪下ろしを実施するよう住民に広報するとともに、計画的な実施を指導する。
- (2) 屋根雪下ろしの目安は、おおむね次のとおりとする。

ア 木造建物	1 m ² 当たり	150kg (積雪約 60cm)
イ 鉄骨建物	1 m ² 当たり	250kg (積雪約100cm)
ウ 鉄筋コンクリート	1 m ² 当たり	350kg (積雪約140cm)
- (3) 雪下しに際しては、建物の老朽度、積雪状況、周囲の状況その他危険防止に留意しながら作業を行うよう指導する。
- (4) 市有施設についても上記により実施する。
- (5) 高齢者の一人暮らし家屋等については、民生委員や地域ボランティアの活動により実施する。

第7 環境衛生対策

1 ごみ収集対策

- (1) 異常降雪により収集作業の中止を余儀なくされる地域もあるが、道路の除雪進捗状況により可能な限り収集に努めるものとし、収集作業の困難な区域については、除雪された道路まで住民に搬出してもらい収集を行う。
- (2) 収集不能地域については、適宜整理保管しておき、除雪終了後収集を行う。
- (3) 道路沿いに搬出されたごみが野犬等に荒らされないようごみの搬出時間を周知励行させる。

2 し尿処理対策

- (1) くみ取り便所については、降雪期前にくみ取り作業を済ませるよう指導する。
- (2) し尿くみ取りについては、除雪が完了し、バキューム車が進入できる区域について作業を実施する。

第8 その他の対策

1 灯油、ガス、上下水道対策

- (1) 需要に対する灯油、ガス供給の万全を期するため、燃料供給業者は原料の確保に努めるものとする。
- (2) ガス施設等の保全対策は第2章第28節「消防応急対策計画」による。
- (3) 水道による給水の確保については、水道施設（建物、ポンプ施設、電気・機械設備、空気弁）の維持管理に万全を期し、積雪、凍結時における給水管の破損防止については、広報活動を行うと同時に応急復旧を適切に行うものとする。
- (4) 融雪の手段として水道を使用する事例が増加しているが、飲料水の供給が困難となる事態が予測されるため、融雪用の水道使用については、これを禁止する旨の広報を行い、周知徹底を図る。
- (5) 下水道施設のポンプ場、処理場の維持管理の適正化と施設の保全を図るため、異常降雪時に際してもマンホールへの排雪投棄を禁止する旨の広報を行い、周知徹底を図る。

2 農作物対策

- (1) 積雪が長期にわたったときは、農作物の播種及び移植の遅延を防止するため、適切な指導を行う。
- (2) 温室、ビニールハウス及び樹園地については施設の倒壊、作物の損傷を防ぐため、除雪又は排雪を行うよう指導する。
- (3) その他農業用施設の管理と農作物の種苗育成等について適切な指導をするものとする。

3 通学時の対策

小中学校の児童生徒、園児等の安全確保については、教育委員会及び当該所管課においてあらかじめ十分検討し、万全を期する。

- (1) 通学、通園路については、積雪、除雪状況を把握し集団登下校には誘導責任者を定める等考慮する。
- (2) 積雪時においては、自転車通学の禁止等適切な措置を講ずる。
- (3) 大雪になった場合、児童、生徒等の通学路等を確保するため、県と市町が協力し、別に示されるところに基づき「歩道の県下一斉除雪デー」の呼びかけを行い、住民と共働で歩道除雪を実施する。
- (4) 臨時休校等の措置については、学校長が行い、速やかに教育委員会に報告するものとする。

4 情報収集及び広報対策

- (1) 積雪時には道路交通、輸送の確保が先決であるので、道路の積雪量、除雪状況等必要な情報を迅速かつ的確に収集し、除雪計画、雪害対策に万全を期するものとする。
- (2) 収集された各種情報は整理記録し、市に報告するとともに必要に応じ県に連絡及び報道機関、住民に対し広報するものとする。
- (3) その他広報対策は、第2章第6節「災害広報計画」による。

5 自衛隊の派遣要請

災害の程度により自衛隊の派遣要請が必要と認められるときは第2章第26節「自衛隊災害派遣要請計画」による。

第35節 油等流出事故防除対策

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

重大な被害をもたらしたロシアタンカー「ナホトカ号」の重油流出事故災害（1997年1月発生）の教訓をもとにして、再びこのような災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応し被害を最小限に食い止めることができるよう県及び関連する防災機関等と連携し必要な事項を講じるものとする。

第2 流出油等の漂流予測と体制の構築

市は、県及び福井海上保安署等を通じて流出油等の漂流予測情報の入手に努め、必要な体制を構築する。

第3 海上での防除対策（浮流油の距離に応じた対策）

(1) 事故原因者等の措置（委託を受けた（一財）海上災害防止センターを含む）

油の船外への流出防止と流出油の拡散防止を目的として、現場の状況に応じた適切な措置（オイルフェンスの展張、損傷箇所の修理、排出油の回収等）を行うものとする。

(2) 福井海上保安署の措置

ア 事故原因者に対し、必要な防除措置を指示又は指導するとともに、海防法等に基づく防除措置を講じるものとする。

イ 事故原因者等のみで対応できない場合は、事故原因者等と調整を行う。

ウ 流出油の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場海域付近で船舶の航行の制限や禁止等を行い、海上交通の安全確保に努める。

(3) 漂着した油の防除対策

ア 漂着油の防除は、原則として事故原因者（及び委託を受けた（一財）海上災害防止センター等）が行う。市は、海上保安庁長官から沿岸海域での防除要請があった場合、又は原因者等が迅速かつ十分に漂着の防除を実施できないときは、地域住民の健康、安全及び良好な海岸環境を守るため、原因者等に代わって防除活動を実施するものとする

イ 市は、防除活動の実施に先立ち、各海岸の利用状況等に応じて、人為的な防除作業による環境回復の到達度を定め、必要にして十分な範囲で、より経済的で効率の良い方法により作業を実施するよう努める。

ウ 防除作業は、市の職員及び消防職員・団員により行い、ボランティアによる防除活動とも十分な連携を図る。また、市は作業者の安全確保と健康管理に十分留意し、必要な支援体制を整備するものとする。

(4) 市のとるべき役割

ア 漂着油の防除の実施に際しては、災害の状況に応じ、各関係機関等の役割や回収油の処理方法等具体的な対策について協議、調整を行うこととする。

イ 市は、漂着油の状況により必要と認める場合は、災害対策本部を設置し、防除活動に努めるものとする。なお、防除活動を行う場合は、平成9年1月に発生した「ナホトカ号重油流出事故」を教訓とし、活動にあたるものとする。

ウ 災害現場における防除活動の調整は、一体的かつ体系的な防除活動を行うため、他の機関と協調して実施するとともに、必要な情報の提供及び調整を行う。

また、防除作業の実施方法等については、現場で原因者の代理人（サーベイヤ）と事前に打合せ、了解を得るものとする。

- ・防除方針の周知
- ・作業手順の明示
- ・参加機関の担当区域の調整
- ・作業日及び作業時間等の設定
- ・作業の安全管理、健康管理等の指針の周知
- ・作業記録の報告
- ・その他防除作業等において関係機関の調整を必要とする事項

エ 事前準備

① 防除資機材等の調達

ビーチクリーナー・ポンプ・高圧水洗浄機・バックホー・バキュームカー・油処理剤・オイルマット・むしろ・オイルフェンス・ひしゃく・バケツ・ポリ袋・ビニールシート・オープンドラム缶・ダンボール箱・ゴム長靴・ゴム手袋・ゴム合衣など

② 海岸監視所の設置

海岸パトロール職員の拠点とするため海岸監視所の範囲を決めて設置する。

③ 現地集合場所及び仮設トイレの設置

回収要員・ボランティア等が油回収作業を行うため、拠点ごとに集合場所や仮設トイレを設置する。

④ 資機材置場及び駐車場の確保

油回収作業のための資機材置場や回収要員、ボランティアのための駐車場を拠点ごとに確保する。

⑤ 漂着油の一時的集積・保管スペースの確保

周辺環境や土壌汚染等に配慮して最終処分地へ運搬するまでの間、一時的に

集積・保管する場所を県と協議し確保する。

⑥ 救急救護体制の整備

回収作業従事者のため、救護所の設置や健康相談の実施等の健康管理に努めるとともに、事故に備え医療機関との救急救護体制の整備を図る。

オ 防除作業従事者の健康管理

① 作業条件への配慮

作業条件は季節、気候、作業の難易度等を考慮し、作業従事者に過重な負担とならないよう作業時間、休憩時間等を定めて実施する。

② 作業装備への配慮

作業従事者の健康確保のため、油の性状等に応じた作業衣服、装備を整えて実施する。

(主な装備)

マスク・ゴム手袋・ゴム長靴・眼鏡(スキー用ゴーグルや薬剤散布用眼鏡等)・保護衣 など

(雨カップ等)

カ ボランティア活動に対する支援

市は、ボランティア活動の自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除活動が図れるよう社会福祉協議会や各種の災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)等と協力してボランティア活動拠点及び活動体制等の整備を図る。

① 必要に応じ、ボランティア関係団体及び報道機関を通じて、広くボランティア活動への協力を呼びかける。

② 防除作業の連携が図られるよう、作業手順、作業日、作業場所、安全管理、健康管理等について円滑なボランティア活動を図るため、必要な調整を行うものとする。また、ボランティアの受付窓口を設置するとともに、必要に応じ登録手続を行うものとする。

③ 活動環境の確保を図るため、被害状況、活動内容、活動場所、服装、携帯品等の防除活動に必要な情報や宿泊場所等の情報の提供についても配慮するものとする。

④ ボランティアの健康管理のため、救護所の設置及び健康相談等の実施に努めるものとする。また、ボランティアの万一の事故に備え、ボランティア活動保険の周知やその加入を奨励するものとする。

(5) 回収油の処分

ア 油の処分は、国及び県の指導のもと事故原因者(及び委託を受けた海上災害防止センター)が収集、運搬、処分及び関連資機材の調達、運送手段の確保等を行うものとする。

イ 市は、関係機関及び（一財）海上災害防止センター等と協力して、海岸で回収した油を事故原因者等が収集・搬出するまでの仮置場を選定する。

(6) 漂着油防除処理費用の集約及び請求

ア 市は、漂着油の防除作業に際し、市が負担した経費を取りまとめ、事故原因者又は（船舶の場合）その保険者に請求する。

イ 油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することとなった場合は県と協議し、協力を得て請求事務を行うものとする。

(7) 環境汚染の応急対策

ア 環境汚染状況等に関する県への情報の提供及び住民等への広報を行う。

イ 環境影響調査の実施及び住民への結果の広報を行う。

ウ 住民の健康への影響が予想される場合、必要に応じ救護所を設置するとともに避難指示等を行う。